

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社ルクレ

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山隆介 殿
【提出日】	2026年9月8日
【会社名】	株式会社ルクレ
【英訳名】	LECRE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 有馬 弘進
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03-4500-6700
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部長 阿部 雅美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03-4500-6700
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部長 阿部 雅美

目次

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	21
3 【事業等のリスク】	23
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
5 【重要な契約等】	37
6 【研究開発活動】	37
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	39
第4 【提出会社の状況】	40
1 【株式等の状況】	40
2 【自己株式の取得等の状況】	48
3 【配当政策】	48
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5 【経理の状況】	61
1 【財務諸表等】	62
第6 【提出会社の株式事務の概要】	115
第7 【提出会社の参考情報】	116
1 【提出会社の親会社等の情報】	116
2 【その他の参考情報】	116
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	117

	頁
第三部 【特別情報】	118
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】	118
第四部 【株式公開情報】	119
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	119
第2 【第三者割当等の概況】	121
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	121
2 【取得者の概況】	122
3 【取得者の株式等の移動状況】	122
第3 【株主の状況】	123
監査報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月
売上高 (千円)	1, 840, 126	1, 581, 146	1, 646, 081	2, 224, 188	2, 920, 113
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	185, 352	△239, 652	△126, 425	77, 384	341, 743
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	121, 010	△123, 960	△83, 807	49, 498	226, 082
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30, 000	30, 000	30, 000	30, 000	30, 000
発行済株式総数 (株)	9, 500	9, 500	9, 500	9, 500	9, 500
純資産額 (千円)	769, 431	584, 271	439, 263	427, 562	592, 444
総資産額 (千円)	995, 879	1, 083, 809	1, 025, 347	1, 195, 128	1, 616, 615
1 株当たり純資産額 (円)	100, 579. 29	76, 375. 34	57, 420. 05	55. 89	77. 44
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	8, 000. 00 (—)	8, 000. 00 (—)	8, 000. 00 (—)	8, 000. 00 (—)	8, 000. 00 (—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	15, 818. 30	△16, 203. 95	△10, 955. 28	6. 47	29. 55
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	77. 26	53. 91	42. 84	35. 78	36. 65
自己資本利益率 (%)	16. 36	—	—	11. 42	44. 33
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	50. 57	—	—	123. 64	27. 07
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△10, 846	△221, 110	137, 785	146, 897	668, 676
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△11, 493	51, 971	△3, 335	△5, 473	△8, 307
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△122, 874	73, 794	△132, 341	△133, 415	△94, 550
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	627, 993	532, 647	534, 757	542, 766	1, 108, 585
従業員数 (人)	53 [34]	40 [37]	41 [52]	44 [72]	44 [71]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 2026年 6 月12日開催の取締役会決議により2026年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき1, 000株の株式分割を行っておりますが、第30期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益を算定しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第28期及び第29期については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第28期及び第29期は当期純損失を計上したため、自己資本利益率及び配当性向は表示しておりません。なお、当該期において経常損失及び当期純損失を計上した要因としては、蔵衛門のライセンス販売形式を従来の買い切り型から、契約期間にわたって売上高を計上するサブスクリプション型へ移行したことによるものであります。また、自己資本利益率は、当期純利益を期首及び期末の自己資本の平均残高で除して算出しております。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第30期及び第31期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第27期、第28期及び第29期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員及びアルバイトを含み派遣社員を除く。）は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しております。
10. 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っており、発行済株式総数は9,500,000株となっております。
11. 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審133号）に基づき、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第27期、第28期及び第29期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
1株当たり純資産額 (円)	100.57	76.37	57.42	55.89	77.44
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	15.81	△16.20	△10.95	6.47	29.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	8.00 (—)	8.00 (—)	8.00 (—)	8.00 (—)	8.00 (—)

2 【沿革】

当社は、1995年9月に神奈川県川崎市高津区にて、インターネットコンテンツサービス業の運営を目的とする会社として創業致しました。設立以降の当社にかかる経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1995年9月	株式会社トリワークス（現当社）を富士通株式会社の社内ベンチャー制度により設立
1996年4月	中国での事業展開を視野に、通力計算機通信技術（上海）有限公司を設立
1996年12月	デジカメアルバムソフトウェア「画殿蔵衛門」（のちにデジカメ蔵衛門）を発売開始
1998年7月	工事写真ソフトウェア「蔵衛門工事写真」（現 蔵衛門御用達）を発売開始
2001年3月	通力計算機通信技術（上海）有限公司の全株式を売却
2001年11月	業容規模の拡大により、渋谷区渋谷に本社移転
2002年4月	KDDI株式会社と協業し、ケータイキャリア間でも絵文字の送れるサービス「絵文字め〜る」の開始
2004年2月	写真関連ビジネスの強化の目的で、株式会社フォトクリエイトの株式を取得
2005年7月	ネットワークカメラ管理用ソフトウェアである「アロバビュー」を発売開始
2005年9月	一般消費者向けの写真ビジネスの展開強化を目指し、100%子会社の株式会社DigiBookを設立
2007年10月	Webアルバムサービスである「みんなのデジブック広場」のサービス開始
2009年3月	富士通株式会社との資本関係を解消し、以降は一切の関係を有していない
2011年6月	プロフィールビデオ自動作成サイトである「レコフォト for Wedding」のサービス開始
2011年10月	商号を株式会社ルクレに変更
2014年5月	工事写真の撮影・整理時間の削減を企図した「蔵衛門Pad」を発売開始
2015年5月	アロバビュー事業を独立させる目的で、会社分割にて株式会社アロバを設立
2016年1月	NHK公式アプリ「NHKプロフェッショナル私の流儀」を企画・開発
2016年9月	株式会社フォトクリエイトの全株式を売却
2017年1月	電子小黑板（注1）「蔵衛門Pad」のiOS版アプリである「蔵衛門工事黑板」を発売開始
2018年1月	業容規模の拡大により、港区北青山に本社移転
2018年4月	スクール写真販売システムである「みんなの写真屋さん」のサービス開始
2019年7月	セコム株式会社より買収提案を受け、株式会社アロバの全株式を売却
2019年11月	顔認識AIによるLINEスタンプ作成アプリである「うちの子スタンプメーカー」のサービス開始
2020年3月	経営資源を再集約し効率的な事業展開推進のため、株式会社DigiBookを吸収合併
2020年4月	シニアのための写真日記SNSである「ZUISO」のサービス開始
2020年9月	ビルメンテナンス業界向けクラウド写真報告書作成サービスである「ZENG0」のサービス開始
2021年8月	工事写真で建設DX（注2）を実現する記録AI（注3）クラウドである「蔵衛門クラウド」のサービス開始
2021年11月	配筋構造図から黑板を自動で作成できる電子小黑板作成AIである『e-Kokuban』の特許取得
2022年1月	顔認識AI搭載の卒園アルバムアプリである「みんなのアルバム屋さん」のサービス開始
2022年4月	建設DXプラットフォームの有料プランである「蔵衛門プレミアム」の販売開始
2022年6月	園と保護者をリアルタイムにつなぐ成長共有アプリである「せんせいみて！」の提供開始
2022年7月	蔵衛門クラウドのiOS版アプリである「蔵衛門クラウドApp」の提供開始
2022年8月	蔵衛門Pad用のデータ通信オプションである「ルクレSIM」を発売開始
2023年1月	ISMS認証（注4）を取得
2023年9月	遠隔臨場（注5）対応のウェアラブルカメラである「蔵衛門Cam」の発売開始
2023年12月	写真内の測定対象を検知し数値化する「e-Sokuryo（イーソクリョウ）」の特許取得
2024年6月	蔵衛門クラウドとシームレスに連携する施工記録iOSアプリである「蔵衛門カメラ」の提供開始
2024年11月	スマホで卒園アルバム作成ができる「うちの子アルバム」のサービス開始
2025年7月	工事写真を工種/種別/細別などに自動で構造化する「仕分けAI」を蔵衛門クラウドに搭載
2026年1月	子ども成長共有アプリである「うちの子」の提供開始
2026年6月	自動車の修理・整備記録AIクラウドである「AITURBO」のサービス開始

3 【事業の内容】

(1) 事業の全体像

当社は、「『記録』で世界をアップデートする。」をミッションに掲げ、建設業界、保育・教育業界、及び修理・整備業界といった、肉体的な労働や物理的な作業を伴う業務に従事するフィジカルワーカーの現場業務が中心となる産業を「フィジカル産業」（注6）と定義し、写真を起点とするDX支援を主たる事業としております。これらの産業では、現場と事務所が物理的に分断されていることが多く、IT化が遅れがちであるという共通の課題を抱えております。具体的には、工事の進捗、子どもの成長、修理の工程等、現場で行われた作業や対象の状態を社内外の関係者へ共有・説明する業務が不可欠であり、その際、写真をはじめとする視覚的な記録手段が重要な役割を果たします。この記録は、品質管理、業務の引継ぎ、成果物の作成及び説明責任の基礎となる一方、撮影後の整理、共有及び帳票化等に多くの手作業を要します。当社は、これら一連の記録業務を「記録」「認識・構造化」「共有・活用」の三工程として捉え、専用端末、アプリケーション、クラウド及びAIを組み合わせた記録DXサービスを提供しております。また、記録の信頼性を支える技術基盤として、撮影情報及び撮影後の改変の有無を検証可能にする写真証明基盤を整備しております。

当社の事業は報告セグメントとしては単一セグメントではありますが、顧客産業及び記録対象に応じて、建設業界は施工記録、保育・教育業界は成長記録、修理・整備業界は整備記録の三領域で展開しております。各領域は独立した製品の集合ではなく、写真を現場で取得し、AIで意味付けし、クラウド上で共有・業務利用する共通基盤「記録DXプラットフォーム」を、業界固有のデータ入力の方法や、業務フロー及び販売経路に合わせて展開したものであります。

MISSION

「記録」で世界をアップデートする。

VISION

写真×テクノロジーで、
やさしいDX支援企業になる。



フィジカルワーカーの現場業務が
中心となる産業をフィジカル産業と定義

プラットフォーム デバイス×AIクラウド型の「記録DX基盤」を提供

撮影後の整理、共有及び帳票化等に多くの手作業を要する記録業務を、専用端末・アプリケーション・クラウド及びAIを組み合わせ記録DXサービスとして提供。

施工記録
建設現場のDX

蔵衛門

成長記録
保育・教育のDX

みんなの写真屋さん

整備記録
修理・整備のDX

AITURBO

各領域の業績面における位置づけとして、施工記録領域は「蔵衛門」により建設現場の工事写真を管理するサービスであり、当社の売上の過半を占めるとともに、利益の大半を創出している中核事業であります。成長記録領域は「みんなの写真屋さん」等により学校・保育施設と保護者をつなぐサービスであり、当社における一定の売上規模を有しておりますが、現時点における全社利益への貢献は限定的であります。また、整備記録領域は「AITURBO」により修理・整備工程を管理する新領域として展開しておりますが、現時点では事業の立ち上げ及び先行投資のフェーズにあり、業績への寄与は軽微となっております。

(2) 施工記録領域

① サービスの概要

建設業は現場と事務所が物理的に分断されるフィジカル産業であり、膨大な写真の撮影から共有までの作業負荷が課題となっております。

この問題の解決を担う施工記録領域の根幹製品・サービスは、①粉塵や水濡れ、衝撃などが伴う建設現場等で写真を撮影し、関連する工事情報等を記録・送信する専用端末「蔵衛門Pad」、②記録を集約し関係者へ共有する「蔵衛門クラウド」であります。利用者は、蔵衛門Pad又はアプリ「蔵衛門カメラ」で撮影し、蔵衛門クラウドを介して共有し、台帳作成などを行います。また、通信環境を準備しにくい現場向けのオプションとして、蔵衛門Padで利用できるデータ通信サービス「ルクレSIM」を提供しております。各製品は独立商品ではなく、現場での記録作業からクラウド集約、成果物作成までを構成する一連の製品群であります。また、当領域においては、1998年より提供している買切り版のPCソフト「蔵衛門御用達」シリーズ（現行版は「蔵衛門御用達2021」）が長年にわたり当社の事業を支えるとともに、現在のクラウド展開の源泉となる強固な顧客基盤を形成してまいりました。今後は、この顧客基盤に対して主力である継続課金型の「蔵衛門プレミアム」への移行を推進し、同サービスによる継続的かつ安定的なストック収益を当社の最大の成長ドライバーとして伸ばしていく方針であります。

施工記録領域「蔵衛門(くらえもん)」のPRODUCT構造

累計導入社数
約11万社※1

売上高
2,011百万円※



※1：オフライン環境等で工事写真を整理し、写真台帳等の成果物を作成する「蔵衛門御用達」と「蔵衛門プレミアム」を導入した会社数。2026年6月末時点の会社数

※：数値はすべて2025年9月期実績

各製品がそれぞれの役割を補完し合うことで、現場と事務所で分断されがちな情報（写真や図面等）の一元管理を可能にし、撮影後の写真整理、データ受渡し及び帳票作成の効率化を実現しております。各製品・サービスの具体的な役割及び位置づけは以下のとおりです。

② 主要製品・サービス、顧客価値

製品・契約	主な顧客・作業と利点	備考
蔵衛門Pad	建設現場で工事写真を撮影・確認する技能者、技術者等。専用端末とアプリを一体化し、粉塵や水濡れなどが伴う現場での撮影とクラウド連携を支援。	〔現在の主力（現場導入の起点）〕 端末売切りによるフロー収益。専用端末のラインナップを展開。
蔵衛門クラウド／蔵衛門プレミアム	現場と事務所の関係者間で、写真や図面等の工事情報を共有・管理したい利用者。現場の端末と事務所のPCをクラウドでつなぎ、リアルタイムな情報共有と、国土交通省の基準に準拠した写真台帳の作成機能を提供。	〔現在の主力・今後の成長ドライバー〕 ID単位の定額契約によるストック収益。
蔵衛門御用達2021	オフライン環境等で工事写真を整理し、写真台帳等の成果物を作成する技術者、事務担当者等。インターネット接続がない環境でも写真台帳の作成を完結でき、紙のアルバムをめくるような操作で写真の確認・整理が可能。	〔集客基盤（台帳作成ソフト）〕 従来の買切り版ソフト。パッケージ販売によるフロー収益として計上。クラウド移行の対象となる顧客基盤。
蔵衛門カメラ	個人端末（スマートフォン等）から工事写真を撮影する利用者。蔵衛門クラウドと連携し、手軽な記録作業を支援。	〔集客基盤（スマートフォンアプリ）〕 アプリは無料で提供。個人の端末から手軽に利用を開始でき、クラウドサービスへの新たな導入起点となる。
ルクレSIM	通信環境を準備しにくい、又は端末と一体で通信環境を導入したい現場作業者。端末にあらかじめ設定された状態で提供するため、受け取ってすぐに利用開始が可能。	〔付帯サービス〕 データ容量に応じた定額契約等によるストック収益。

③ 収益構造

施工記録領域の収益は、蔵衛門Pad及び従来の買切り版PCソフト「蔵衛門御用達」シリーズ（現行版は「蔵衛門御用達2021」）等の販売によるフロー収益（注7）と、「蔵衛門プレミアム」のID利用料及びルクレSIMの通信料等によるストック収益（注7）から構成されます。買切り版のライセンス商品や専用端末の販売が長年にわたり当社の収益を支えてきたため、2025年9月期においては、当領域の売上高はフロー収益が過半を占めております。一方で、近年はこれら「蔵衛門御用達2021」等の買切り版ソフトを利用する既存顧客に対して、機能をクラウド上で提供する継続課金型の「蔵衛門プレミアム」への契約切り替え（以下、クラウドへの移行）を推進しております。その結果、全社の売上高に占めるストック収益の割合は前期の24.7%から30.8%へと6.1ポイント上昇しております。

今後の見通しといたしましては、このクラウドへの移行をさらに推進することに伴い、「蔵衛門御用達2021」をはじめとする買切り版ソフトの販売は段階的に縮小していく見込みです。「蔵衛門Pad」等の端末販売は引き続き現場への新たな導入起点としつつも、既存顧客のクラウドへの移行を促すとともに、工事写真台帳の作成にとどまらない機能の追加及び現場と事務所間のコミュニケーションを促進する機能の提供により、導入企業内での利用現場・部門の拡大（全社展開）を進めることで契約社数及びID数を拡大し、継続的かつ安定的なストック収益が当領域の成長を牽引する事業モデルへの転換を図ってまいります。

④ 競争優位性

当社は、1998年の「蔵衛門」発売以来築いてきた約11万社（2026年6月時点）の顧客基盤、粉塵や水濡れなどが伴う現場環境に耐え現場技能者が直感的に操作できる専用端末やiOSアプリである「蔵衛門カメラ」、撮影した

写真を現場と事務所の間でリアルタイムに共有できるクラウドプラットフォーム「蔵衛門クラウド」並びに約17億枚（2026年8月時点）を超える施工写真を活用する記録AIを有しております。さらに、撮影写真は独自の改ざん検知機能でデータの真正性が検証され、発注者等に対する施工品質の客観的な証明として利用することができます。これらに営業提案、オンライン導入及びカスタマーサクセス（注8）を組み合わせ、企業規模を問わず現場から利用を開始しやすい体制を構築しております。

(3) 成長記録領域

① サービスの概要

成長記録領域では、主に保育・教育現場における行事写真や日常の成長記録をオンラインで販売・共有するサービスを展開しております。

子どもと直接向き合うフィジカルな業務が中心の保育・教育現場では、保育園における日々の活動報告や、小学校・中学校における運動会などの行事写真の販売において、現金集金や写真の仕分け、壁貼り展示といったアナログな作業が多忙な教職員の大きな負担となっておりました。当社は、この課題を解決するため、「写真を取得し、対象を認識し、安全に届ける」という共通の記録DX基盤を活用し、主力サービスであるオンラインスクール写真販売「みんなの写真屋さん」を提供しております。

② 主要製品・サービス、顧客価値

「みんなの写真屋さん」は、写真店や保育園・学校などの施設が撮影・登録した写真を、保護者がオンラインで閲覧・注文できるサービスであります。本サービスは、保育園での日常風景の記録から、小・中学校での大規模な行事写真の販売まで、幅広い場面で活用されております。

煩雑な現金集金や写真展示業務をデジタル化し、学校配送や保護者の自宅への個別配送、多様なオンライン決済に対応することで、現場の作業負担を大幅に軽減しております。また、保護者はスマートフォンからいつでも場所を選ばず写真を選択・購入することが可能となります。

③ 収益構造

成長記録領域の収益は、主に「みんなの写真屋さん」において、保護者が写真やデータを購入した際の販売代金によるフロー収益を中心として構成されております。これらの収益は都度の購入によるフロー型ではあるものの、多数の写真事業者や施設との継続的な利用契約を通じて、売上の源泉となる一定規模の保護者（利用者）基盤が毎年確保される仕組みとなっております。これにより、2025年9月期の同領域の売上高は903百万円、年間利用者数（YAU）（注9）は約21万人、利用者1人当たり年間売上高（ARPU）は4,136円となり、当社の安定的な売上基盤を形成しております。なお、当領域における現時点の全社利益への貢献は限定的となっております。また、子ども成長共有アプリである「うちの子」及び、園と保護者をリアルタイムにつなぐ成長共有アプリである「せんせいみて！」等の関連サービスにつきましては、本書提出日現在においても収益化に至っておらず、当領域の収益は「みんなの写真屋さん」によって構成されております。

④ 競争優位性

当社は、自社で蓄積した子どもの写真データを学習モデルとし、日本の子どもの顔貌的特徴の認識に最適化された画像解析AI「うちの子AI」（注10）を有しております。多数の園児が写る行事の集合写真からでも対象の園児を高精度に抽出でき、保護者の写真選択の負担を大幅に軽減しております。また、「みんなの写真屋さん」において、従来の壁貼り展示や現金集金といったアナログな写真販売業務をオンラインで代替し、保護者が自身の子どもの写真をあらかじめ登録することなく子どもの写真を探し出せる直感的なUI/UX設計と、多様な配送・決済に対応する柔軟な運用基盤により、保育・教育現場や写真事業者への導入障壁を低減しております。

当社の競争優位性は、日本の子どもの顔貌的特徴に最適化された画像解析AI、保護者及び施設の双方の負担を抑えるUI/UX設計並びに多様な配送・決済に対応する運用基盤の三点にあり、これらを通じて多数の施設・事業者への継続的な導入と広範な保護者ユーザー基盤の形成につながっております。

(4) 共通基盤を活用した新領域（整備記録領域）への展開

当社は、施工記録や成長記録で培った「写真等の記録」「AIによる認識・構造化」「クラウドでの共有・活用」という三機能を、全領域で転用可能な共通基盤として構築しております。新たなフィジカル産業へ参入する際は、

この共通基盤に業界固有の業務フロー及び記録をもとに作成する帳票等の成果物を追加するだけで済むため、迅速かつ効率的な横展開が可能となっております。

① 記録DXを支える共通基盤（記録AI及び写真証明基盤）

施工写真及び成長写真等の実データを活用する記録特化型AI「RecAI」（注11）を各領域に展開しております。また、撮影時の情報を証明IDとして保持し、撮影後の改変の有無を照合できる写真証明基盤を運用しております。これは写真に写った事象そのものを保証するものではなく、撮影情報及び撮影後の改変の有無を検証可能にするものであります。

さらに、これらの基盤を活かし、端末・ソフトウェア販売等のフロー収益を現場への導入起点（顧客接点）として、クラウドID、通信及び各種サービスのストック収益へつなげる事業モデルを全社的に採用しております。各領域でフィジカルワーカーの日常業務へ定着する入力手段とクラウドを一体提供し、利用継続と顧客内の利用拡大を通じて収益の安定性と成長性を高めます。

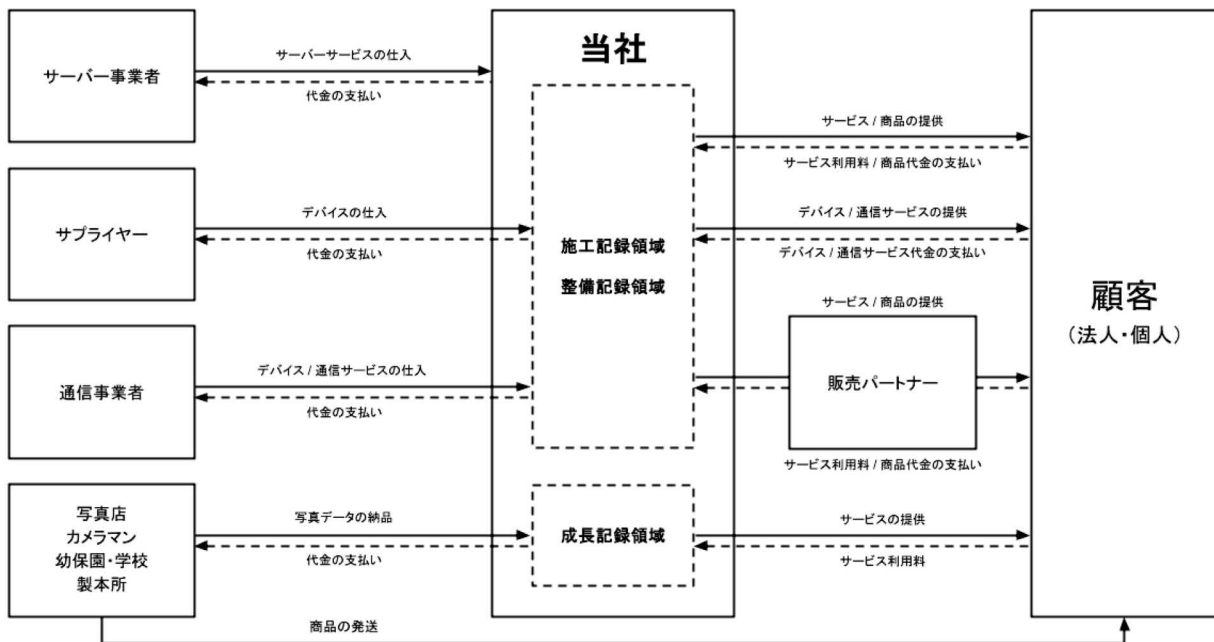
② 共通基盤の横展開による「整備記録領域（新領域）」への参入

上記の共通基盤を活用した新たな横展開として、2026年6月より、車体整備事業者向けに修理・整備AIクラウド「AITURBO」を提供し、整備記録領域へ参入しております。本サービスは提供開始から間もないため、現時点においては事業の立ち上げ及び先行投資のフェーズにあり、当社の売上高等の業績に与える影響は軽微であります。しかしながら、中長期的な当社の持続的成長を牽引する「第三の収益の柱」と位置づけており、戦略的な重要性は高いと認識しております。

修理・整備業界では、修理内容や進捗に関する透明性の向上が求められる一方、工程写真の撮影・整理や案件進捗の共有に手作業が残っており、現場の業務負担と情報の分断が課題となっております。AITURBOは、修理工程で撮影した写真を起点に、工程、品質、案件及びリソースに関する情報をクラウド上で一元管理し、記録業務の負担軽減等を支援するサービスであります。現在は初期導入顧客の獲得や販売パートナー網の構築に注力しており、今後の本格的な導入拡大を図っております。



事業系統図



(用語解説)

注書き	用語	用語の定義
注 1	電子小黑板	国土交通省が普及を推進している、現場で工事写真を撮影・整理する際に用いる電子的な黑板機能です。
注 2	建設DX	建設業界におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術による業務変革）のことです。
注 3	記録AI	フィジカル産業の現場で取得された写真や映像などの「記録データ」の処理・解析に特化したAIの総称です。当社の各プラットフォームにおいては、自社開発のコア技術である「RecAI」を基盤として機能を提供しております。
注 4	ISMS認証	情報セキュリティマネジメントシステムに関する認証のことで、当社は外部からの不正アクセス等を防ぐ目的で取得しています。
注 5	遠隔臨場	建設現場等の状況を遠隔から映像等で確認・立会することです。
注 6	フィジカル産業	建設、保育・教育、修理・整備、製造、医療・介護など、オフィスではなく実際の「現場」における物理的な作業やサービス提供を中心とする従事者（フィジカルワーカー）が多くを占める産業のことです。
注 7	フロー収益 / ストック収益	専用デバイス販売などの売り切りによる一時的な収益（フロー収益）と、クラウドサービス等の継続課金による安定的な収益（ストック収益）のことです。
注 8	カスタマーサクセス	顧客がサービスを活用して目的を達成できるよう能動的に支援する役割や体制のことです。当社では、クラウド移行時のデータ移行支援や利用定着支援のために体制を拡充しています。
注 9	YAU (Year Active Users)	年間累計アクティブユーザー数のことです。当社では、該当年度内に販売サイトで一度でもセキュリティキーを認証した保護者数を対象として算出しています。
注 1 0	うちの子AI	累計1億枚以上の子どもの写真を学習し、集合写真から対象の園児を抽出すること（うちの子検索）や掲載NG検出、スタンプ作成等を行う成長記録領域に特化した画像解析AIです。
注 1 1	RecAI	当社が開発から運用まですべて自社で行っている、記録AIのコア技術（エンジン）です。累計約17億枚超の工事写真及び累計1億枚超の子どもの写真データを学習し、写真の自動分類、電子小黑板の自動生成、出来形測量支援、対象園児の抽出など、各記録領域に最適化した高度な画像解析機能を提供します。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
47 (68)	32.1	7.2	5,871

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）です。
2. 従業員数欄の(外書)は臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み派遣社員を除く。）の人員です。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2025年9月期					補足説明
管理職に 占める女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
70.0	0.0	72.8	100.7	80.7	—

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「『記録』で世界をアップデートする。」をミッションに掲げ、写真とテクノロジーによりフィジカル産業のDXを支援する企業を目指しております。フィジカル産業では、現場で生じる事実を正確かつ継続的に記録し、関係者への説明、業務判断及び将来の改善に活用することが重要です。当社は、現場に定着する入力手段、AIによる認識・構造化及びクラウドによる共有・活用を一体で提供することにより、記録業務の効率化と信頼性の向上に貢献します。

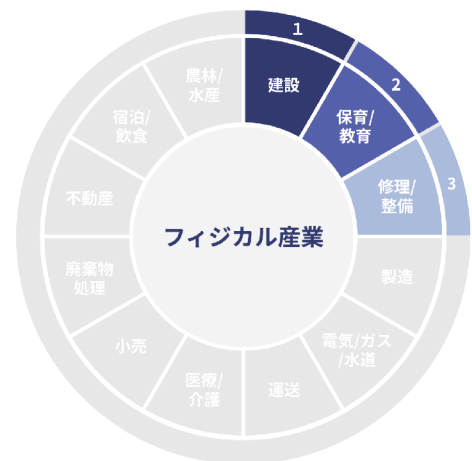
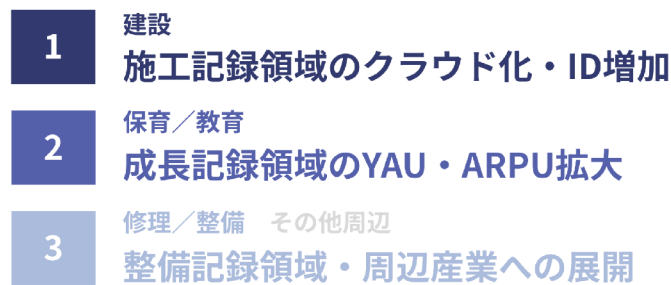
(2) 中長期の経営戦略

当社は、施工記録領域を収益成長の基盤とし、成長記録領域における安定的な収益の確保、及び整備記録領域の立ち上げを進めます。共通の記録DX基盤を各フィジカル産業に転用することで、次なる収益機会の創出を両立する方針です。中長期的な成長を実現するための各領域の取り組みは以下のとおりです。

成長戦略の全体像：3段階で成長を積み上げる

施工記録を収益成長の基盤とし、成長記録ではYAU・ARPUを拡大。

共通の記録DX基盤を修理・整備などへ展開。複数の成長ドライバーを積み上げる。



・**施工記録領域**：既存顧客基盤に対する施工記録のクラウドへの移行支援と蔵衛門プレミアム契約会社における顧客企業内のID拡大を推進し、ストック売上を中心とした継続的な成長を図ります。

施工記録領域 フローを土台にストック成長を加速

プレミアムの増幅をメインにストックが成長を牽引



施工記録領域の市場規模



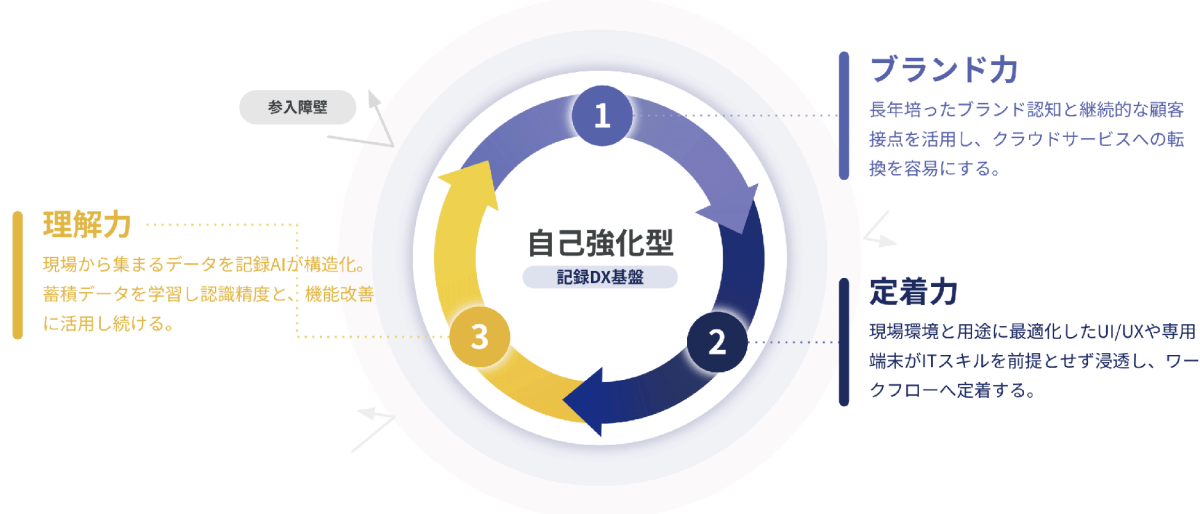
・**成長記録領域**：主力サービスである「みんなの写真屋さん」による安定的な収益基盤を確保・維持しつつ、そこで得た保護者接点を生かした付加価値サービスの提供等により、第二の収益基盤としてのさらなる収益性向上を図ります。

・**整備記録領域**：将来の第三の収益の柱として育成すべく、AITURBOの初期導入顧客の獲得及び販売パートナー網の構築に注力します。

当社の中長期戦略を支える競争優位性の源泉は、主力事業である施工記録領域において長年にわたり培ってきた「ブランド力」、現場業務への「定着力」及び記録データと業務知見に基づく「理解力」の三つにあります。当社は、施工記録領域で確立した三つの強みを共通の「記録DX基盤」として抽象化し、他領域へも転用することで全社の事業展開を支えております。

3つの強みが循環し、模倣困難な事業基盤を形成

施工記録領域にて28年間培った顧客基盤、現場用途に最適化した専用端末、約17億枚超の現場データを活用する記録AIが連動。模倣困難な事業基盤を形成。



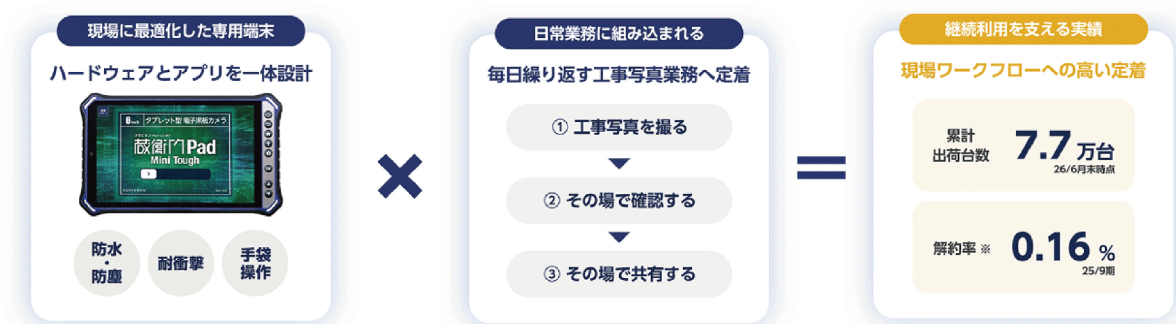
具体的には、「ブランド力」は、1998年の「蔵衛門」発売以来形成した約11万社の顧客基盤と、施工現場で培った顧客からの厚い信頼を基礎としております。



「定着力」は、IT化が難しい現場においても、サービスを日常業務として使い続けてもらう力であります。

製品面では、粉塵や水濡れ、衝撃などが伴う現場環境に耐える専用端末と、現場技術者や技能者が直感的に操作できるアプリ及びクラウドサービスを提供しております。ITに不慣れな利用者でも説明を受けずに使い始められることが、利用の継続につながります。

サポート面では、営業提案、オンライン導入及びカスタマーサクセスを一体で提供しております。導入時の設定や運用ルールの整備を当社が支援し、導入後も利用状況を確認しながら活用を促すことで、一部の担当者の利用にとどまらず、組織としての利用が定着いたします。



「理解力」は、長年にわたる顧客との接点を通じて蓄積した現場業務への深い知見と、約17億枚を超える施工写真等の記録データを活用し、記録AIの精度向上や現場起点の製品開発につなげる力であります。



これら三つの強みは、それぞれ独立したものではなく、顧客基盤を通じて得られる現場との接点がサービスの導入及び利用定着を促し、利用を通じて蓄積される記録データ及び顧客の意見が現場理解と製品・AIの高度化につながり、その成果がさらなる信頼とブランド力を高めるという循環を形成しております。当社は、施工記録領域で確立したこの事業基盤と好循環の仕組みを、同領域におけるクラウドへの移行及び顧客企業内のID拡大の推進力とするだけでなく、成長記録領域や整備記録領域へ展開するための全社的なプラットフォームとして活用してまいります。

(3) 経営環境

① 建設業界及び施工記録DX市場

建設業は、総売上高136.4兆円（令和6年）、会社数48.4万社（令和7年度末）、就業者数478万人（令和7年平均）という国内有数規模を有する巨大フィジカル産業であります。しかし課題として、建設就業者数は約20年間で106万人減少する一方、年間労働時間は全産業平均を237時間上回ります。また、労働生産性は製造業の半分以上となり、DXに取り組む企業の割合も他のフィジカル産業との比較の中で低位にとどまっております。施工記録領域が対象とする市場は、建設業のIT投資額であり、その規模は下表のとおりであります。

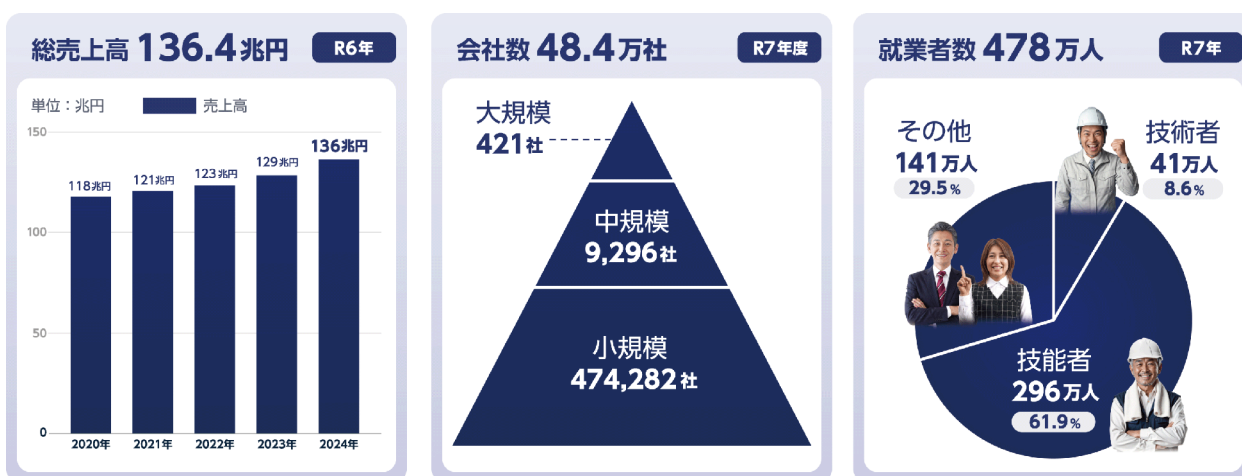
※出典（総売上高）：政府統計の総合窓口より経済構造実態調査（産業横断調査）

※出典（会社数）：国土交通省「建設業許可業者数調査」（令和7年度末現在）

※出典（就業者）：総務省「労働力調査」より、建設業就業者数（令和7年平均）

※出典（年間労働時間）：一般社団法人日本建設業連合会「建設業デジタルハンドブック」

※出典（DXへの取組状況）：株式会社帝国データバンクが実施した「DX推進に関する企業の意識調査（2022年1月）」



こうした状況において、工事写真は現場のデジタル化の入口となる業務であります。工事写真は、発注者への説明や検査対応のために撮影と提出が義務付けられており、工事の種類や企業規模を問わず必ず発生します。撮影した写真は、品質管理、原価管理、工程管理、安全管理及び環境管理のすべてに関わる記録であり、出来形の確認、品質記録の作成、追加・変更工事の確認、安全設備の点検、産業廃棄物の分別・搬出の管理等、現場技術者が担う幅広い業務の根拠となります。

DXが進まない構造：技術者の大きな業務負担は「工事写真」

工事写真は施工管理のすべてに関係し、現場技術者の大きな業務負担。日中の撮影から帰社後の写真整理・台帳作成まで続く作業が長時間労働の一因に。



② 保育・教育業界及び成長記録DX市場

当社は、少子化を市場の制約要因と認識する一方、子ども一人ひとりの成長記録を施設と家庭で安全に共有する需要及び教職員・保育者の業務負担を軽減する需要は継続すると考えております。中期経営計画の期間においては、「みんなの写真屋さん」の利用者基盤を維持しつつ、「うちの子」等の継続課金型サービスとクロスセル商品によりARPUを高めることに取り組みます。「せんせいみて！」等を通じた未就学児の保護者への展開は、中期経営計画の期間を超える取り組みとして進めてまいります。

③ 修理・整備業界及び整備記録DX市場

自動車の修理・整備業界では、修理工程に関する不正事件を背景として、作業内容の透明性向上が求められております。当社は、これらの需要に対応するため、2026年6月から修理・整備AIクラウド「AITURBO」を提供しております。「AITURBO」は、修理工程で撮影した写真を起点として、工程管理、品質管理、リソース管理及び案件管理に必要な情報を一元化するとともに、写真打刻（特許出願中）と「RecAI」を組み合わせ管理業務を自動化するサービスです。当社は、同サービスの導入を進め、整備記録領域における事業基盤の構築を図ります。

成長記録領域

YAU拡大×ARPU向上による成長



整備記録領域

AITURBO（アイターボ）で新領域を立ち上げ



※1：令和5年公正取引委員会特別調査：自動車整備業は、労務費の転嫁率が低い受注者の割合が高い業種「ワースト1位」から引用

※2：特許出願中（特願2026-97959）

(4) 経営上重視する指標

当社は、中期経営計画の進捗及び収益基盤の質的向上を客観的に把握するため、以下の指標を主要な経営管理指標としております。

① 主要な経営管理指標

当社は、売上高及び営業利益率に加え、継続収益の規模と各領域の成長ドライバーを表す次の指標を重視しております。指標の定義、対象サービス及び算定期間を明示し、期間比較が可能となるよう継続的に管理します。

区分	主要KPI	経営上の意味
全社	売上高、営業利益率、ARR（表注1）、ストック売上比率	成長投資を継続しつつ、収益性及び継続収益の拡大を確認
施工記録	契約社数、有料利用者数（ID）、解約率（表注2）	クラウド移行、顧客内利用拡大及び継続性を確認
成長記録	YAU（ID、表注3）、ARPU（円、表注4）	利用者基盤の維持と付加価値サービスの浸透を確認
整備記録	月間処理台数	新領域の立ち上がり現場への定着を確認

（注）1. ARR（Annual Recurring Revenue）は、当該月におけるストック売上高（「蔵衛門プレミアム」のID利用料等、継続課金により発生する売上高）を12倍して算出した数値であります。

2. 解約率は、エンタープライズプランを契約する会社単位の解約率であり、2025年9月期の各月の解約率（当月の解約会社数÷当月末時点の契約会社数（累計））を単純平均して算出。なお、ライセンスパックプランは、工事現場単位で導入する商品であり、当該現場の工事完了に伴って利用が終了することを前提としております。当該利用終了は顧客の離反によるものではなく、サービスの継続的な利用状況を示す指標には適さ

ないと考えられることから、解約率の算定対象に含めておりません。

3. YAU (Year Active Users) は、該当年度内に販売サイトで一度でもセキュリティキーを認証した保護者数を対象として算出した数値です。

4. ARPU (Average Revenue Per User) は、売上高をアクティブユーザー数で除して算出した数値です。

② 全社指標

当社のクラウドサービスの拡大に伴い、ARR（年間経常収益）及びストック売上比率を重要指標として位置づけております。ARRの増加は継続的な収益基盤の確立を示し、ストック売上比率の上昇は収益構造の安定性向上に資するものであります。

	2024年9月末時点（実績）	2025年9月末時点（実績）
ARR（千円）	714,114	1,067,693

	第30期事業年度 （自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）	第31期事業年度 （自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）
売上高（千円）	2,224,188	2,920,113
営業利益率（%）	3.5	11.2
ストック売上比率（%）	24.7	30.8

③ 施工記録領域の指標

施工記録領域においては、「蔵衛門プレミアム」の有料利用者数、契約社数及び解約率を主要指標としております。有料利用者数は現場における利用の広がり、契約社数は導入企業の広がり、それぞれ示しております。解約率は、企業単位で導入するエンタープライズプラン（表注3）を対象として、契約後の顧客がサービスの利用を継続しているかを示す指標であります。下表のとおり低位で推移しており、「蔵衛門プレミアム」が顧客の施工記録業務に定着し、安定的かつ継続的な収益基盤の確保に寄与していると当社では考えております。

	対象範囲	2024年9月末時点（実績）	2025年9月末時点（実績）
有料利用者数（ID）	エンタープライズプラン及び パックプランの合計	62,923	95,157
契約社数（社）	エンタープライズプラン及び パックプランの合計	7,574	10,763
解約率（%） （会社単位、月次・ 直近12ヶ月平均）	エンタープライズプラン	0.12	0.16

- （注）1. 有料利用者数は、「蔵衛門プレミアム」の有料契約に基づき利用可能なID数であり、エンタープライズプラン及びパックプランの合計であります。
2. 契約社数は、「蔵衛門プレミアム」を契約している法人顧客数であり、エンタープライズプラン及びパックプランの合計であります。
3. 「エンタープライズプラン」とは、当社が提供する「蔵衛門」シリーズのうち、企業単位で契約し、企業内の利用者を一括して管理するプランをいい、「ライセンスパックプラン」とは、必要なライセンス数を選択して購入するプランをいいます。ライセンスパックプランは、主として個別の工事における利用を想定した商品であります。
4. 解約率は、エンタープライズプランを対象として算出しております。パックプランは現場単位で導入するものであり、工事現場の終了に伴って契約が終了することを前提としているため、サービスの継続的な利用状況を示す指標には適さないと考えております。算定方法は、各月における同プランの解約企業数を当該月末時点の同プランの契約企業数で除して月次解約率を算出し、各事業年度末を基準とする直近12ヶ月の月次解

約率の単純平均によっております。なお、当該算定の分母はエンタープライズプランの契約企業数であり、上記2に記載の契約社数（エンタープライズプラン及びパックプランの合計）とは母集団が異なります。

5. 「解約企業」とは、当該月において対象プランの契約を全て解約した法人顧客をいいます。一部の契約を継続している顧客は含めておりません。

④ 成長記録領域の指標

成長記録領域においては、年間累計アクティブユーザー数（YAU）と顧客単価（ARPU）を主要指標としております。同指標は、サービスの顧客基盤及び顧客単価向上を図る上で重要な指標であります。YAUは、当該年度内に「みんなの写真屋さん」の販売サイトでセキュリティキーを認証した保護者の数であり、写真の購入の有無を問わず、当社が接点を有する保護者基盤の規模を示すものであります。一方、ARPUは、当該保護者基盤から得られる利用者1人当たりの年間収益の水準を示すものであります。なお、「うちの子」等の継続課金型サービスは2026年7月に有料での提供を開始したものであり、2025年9月期のARPUには含まれておりません。

	2024年9月末時点（実績）	2025年9月末時点（実績）
YAU（ID）	210,029	218,481
ARPU（円）	2,620	4,136

（注）1.YAU（Year Active Users）は、該当年度内に販売サイトで一度でもセキュリティキーを認証した保護者数を対象として算出した数値です。

2.ARPU（Average Revenue Per User）は、売上高をアクティブユーザー数で除して算出した数値です。

⑤ 整備記録領域の指標

整備記録領域においては、月間処理台数を主要指標としております。同指標は、新領域の立ち上がりを図る上で重要な指標であります。

	2026年6月末時点（実績）	2026年7月末時点（実績）
月間処理台数（件）	460	760

（注）月間処理台数は、該当月に修理対応を行った台数の合計です。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財政上の課題

① 施工記録領域のクラウドへの移行とID拡大

施工記録領域では、買切り版ソフトを利用する既存顧客のクラウドへの移行が着実に進展しており、ストック売上高は継続的に拡大しております。当社は、この移行をさらに加速させ、ストック収益を中心とする収益構造への転換を早期に進めることを課題としております。移行の対象は「蔵衛門御用達」等の買切り版ソフトを継続して利用している顧客であり、これらの顧客に対する移行支援を強化します。あわせて、「蔵衛門プレミアム」において検査機能等の機能追加を進め、施工管理の担当者に加えて、検査及び品質管理に関わる担当者並びに技能者層へと利用者を広げることで、既存の導入企業における利用部門・現場の拡大（全社展開）を促し、契約社数及びID数の拡大を図ります。

② 成長記録領域の利用者及び収益機会の拡大

成長記録領域では、少子化により対象となる子どもの数が中長期的に減少する見込みであることに加え、子どもの写真は個人情報及び肖像に関わる情報であり、教育施設及び保護者による取扱いへの要求が年々厳しくなっていることが課題であります。当社は、共通基盤である写真証明基盤により記録の出所及び撮影後の改変の有無を検証できる状態を確保するとともに、個人情報の取扱い及びアクセス権限の管理を継続的に強化し、施設と家庭が安心して成長記録を共有できる環境を提供します。これを前提に、教育施設、写真事業者及び保護者との接点を維持・拡大し、行事写真の販売から日常的な成長記録へサービス範囲を広げることで、YAU及びARPUの向上を図ります。

③ 整備記録及び新領域の事業化

整備記録領域は2026年6月に立ち上げた新領域であり、販売網及び顧客支援体制の構築が課題であります。整備機器・用品の販売網を有する既存の販売パートナーを中心とした販売体制とし、当該販売網を通じた導入を積み上げるとともに、販売パートナーの新規開拓を進めます。導入社数及び月間処理台数を確認しながら投資を段階的に管理し、新領域は既存の顧客接点、記録及び説明責任の必要性並びに基盤の転用可能性を基準に選定します。

④ AI・セキュリティ・データガバナンスの強化

RecAIの認識精度及び業務適用範囲を高めるとともに、サイバーセキュリティ、サービス安定性、プライバシー保護、データ利用目的及びアクセス権限の管理を継続的に強化します。

⑤ 人材・組織基盤及びガバナンスの強化

プロダクト、AI、営業、カスタマーサクセス及び管理部門の専門人材を確保・育成し、領域横断で共通基盤を活用できる組織体制を整備します。投資判断、内部統制及びリスク管理の高度化を通じ、上場会社として持続的な成長を支える経営基盤を構築します。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、中長期的な企業価値の向上を実現するための基盤として、コーポレート・ガバナンス体制の構築とその高度化に取り組んでおります。企業倫理・コンプライアンス・腐敗防止の徹底、プライバシー及び情報セキュリティの強化等についても、継続的な改善に努めております。

現時点では、サステナビリティに関する基本方針は策定しておりませんが、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、既存のコーポレート・ガバナンス体制に統合する形で監視・管理しております。取締役会が全社的なリスク管理の最終的な監督を行い、リスクコンプライアンス規程に基づき設置されたリスクコンプライアンス委員会が、リスクの把握、評価及び対応状況の確認を行う体制を整備しております。

今後は、代表取締役及び役員、ステークホルダーの参画のもと、サステナビリティに関する基本方針の策定に向けた検討を進めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスの詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(2) 戦略

当社は現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における、リスク及び機会に対処するための重要な取組みは検討中ではありますが、中長期的な企業価値の向上を実現するうえで、人材は最も重要な経営資源であると認識しております。このため、優秀で多様な人材の確保・育成・活躍を、事業成長を支える中核的な戦略の一つとして位置付けております。

採用面では、事業拡大に応じた継続的な採用活動を実施し、多様なバックグラウンドを有する人材の獲得を進めることで、イノベーション創出と組織基盤の強化を図っております。育成面におきましては、新入社員及び中途入社社員の早期定着と即戦力化を図る研修・育成体制を整備するとともに、次世代を担う社内リーダー層に対するリーダー研修を実施しております。また、働き方の面では、ライフステージの変化、多様化する価値観に合わせて、性別や年齢等に関係なく様々な人材が活躍できるよう、フレックス勤務、時短勤務、在宅勤務、育児休業取得等の多様な勤務形態と働き方を後押しし、従業員がやりがいをもって働ける組織の構築に努めております。

さらに、当社は、市場環境の変化に伴い、情報セキュリティ・プライバシー保護の重要度が高まっていることを認識しております。このため、情報セキュリティ対策の強化、業務プロセスの標準化、コンプライアンス意識の向上など、事業運営の信頼性向上にも取り組んでおります。

今後は、事業環境の変化がもたらすリスクと機会を適切に把握しつつ、人材戦略・デジタル活用・内部管理体制の強化を通じて、持続的な成長を支える基盤の確立に努めてまいります。

(3) リスク管理

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、「リスクコンプライアンス規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を整備しております。代表取締役をコンプライアンス責任者とし、リスクコンプライアンス委員会がリスクの把握・評価・対応策の検討を行うほか、重大なリスクについては取締役会へ報告する体制を構築しています。

サステナビリティ関連のリスク及び機会についても、既存のガバナンス体制に統合して管理しており、今後は重要課題の整理や評価手法の高度化を進めてまいります。なお、当社のリスク管理の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(4) 指標及び目標

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する実績の長期的評価、管理並びに監視に資する具体的な指標及び目標を設定していませんが、今後、適切な指標を策定の上、評価・管理体制の構築を進めていく予定であります。また、人的資本及び社内環境整備に関する方針につきましても、現時点では女性、外国人、中途採用者等における管理職比率等の数値目標を設けていませんが、具体的な目標の設定や状況開示に向け、引き続き検討を重ねてまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社といたしましては、これらのリスクを認識し、リスクの予防、回避及び発生時の適切な対応に努める所存であります。なお、文中における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に係るリスク

① 景気動向及び業界動向の変動について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社の事業全体が属するAIを活用した市場は、近年着実に成長を遂げており、各産業においてデジタル化の流れや、労働人口の減少に伴う省人化を加速しているなか、継続的な成長が見込まれております。しかしながら、国内外の経済情勢や景気動向が変化し、企業が投資額を大幅に縮小した場合、あるいは予期せぬ事態等により市場成長率の鈍化又は市場規模が縮小する事態となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の主要事業領域である施工記録領域は、建設現場におけるDX化の推進動向等の影響を受ける傾向があります。今後、建設現場におけるDX化の遅滞やデジタル投資の縮小等が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は市場動向や新しい技術のモニタリングを通じて、迅速な経営判断を行い、経営資源の最適化を図ることで対応を行ってまいります。

② 技術革新への対応について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業に関連するAIによる画像認識技術は、技術革新のスピードが極めて速い分野であります。当社はこうした技術革新に対応できる研究開発活動を推進することで、DXを活用した事業により事業基盤の拡大を図ってまいります。しかしながら、技術革新への対応が遅れた場合、あるいは想定を上回る速度での技術革新や新技術が出現・普及し、当社が適時に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社はAI利用によるアプリケーション開発標準の整備を推進するとともに、生成AI及びAIエージェントの全社的な導入・活用を推進するなど、人材育成に取り組んでまいります。

③ 競合他社の状況及び新規参入について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業分野において競合他社との競争が激化した場合や新規参入が相次いだ場合、マーケットシェアの低下、価格競争の激化による売上減少が見込まれます。当社は、工事現場や学校現場といった比較的閉鎖的な業界に対して、長年にわたりサービスを提供してきており優位性を確立していると考えておりますが、想定を超える競合他社との競争激化や新規参入によりリスクが顕在化した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は28年間にわたる施工記録領域の業務理解と、蓄積したデータを学習したAI技術「RecAI」による優位性を維持し、ハードウェアとサービスを提供するビジネスモデルで他社との差別化を図っております。

④ システムトラブルについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、施工記録領域、成長記録領域、整備記録領域及び社内管理用システムの基盤をインターネット通信網に依存しており、過剰アクセスによるサーバーダウンや通信ネットワーク機器の故障、あるいは自然災害や火災・事故等によるシステム障害のリスクを抱えております。各サーバーやシステムにおいて災害、コンピュータウイルスやハッキングなどの外的攻撃やソフトウェアの不具合、その他予測できない重大な事象が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は安定的なサービス提供のため、サーバー設備やセキュリティの強化等のシステム管理体制の整備を行うとともに、サーバーの負荷分散や稼働状況の監視等の未然防止・回避策を実施しております。

⑤ 大規模な自然災害・感染症等について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

大地震や台風等の自然災害や事故等、また新型コロナウイルス等の感染症の流行が想定を上回る規模で発生し、本社オフィスなど当社の事業活動に必要な設備の損壊や電力供給の制限、その他事業・サービスの停止等想定を上回る不測の事態が発生した場合には当社のサービス継続に支障をきたす場合があります。これらの事象が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社はサービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視、オフィスでの備蓄食料の確保等、トラブルの事前防止又は回避に努めております。

⑥ クラウドサービスについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、長年にわたり工事現場や学校現場といったフィジカルワーカーを中心とするお客様に対してサービスを提供し優位性を確立していると考えておりますが、建設業界や教育業界におけるオフライン需要が残存するなかで、今後当社の想定通りにクラウドサービスへの移行が進むかは不透明な部分もあります。顧客のクラウドサービスへの移行が想定通りに進まない場合や、クラウドサービスの新規顧客を獲得するための販促費等の投資効果が想定通りに発現しない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は現場のリアルな体験(ユーザーリアリティ)を基点とした使いやすいUI/UXを追求するとともに、カスタマーサクセス体制を拡充し、オンボーディングやデータ移行支援を強化してまいります。

(2) 事業内容に係るリスク

① 特定のサービスへの依存について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、2025年9月期において施工記録領域が売上高比率68.8%を占めており当社の収益基盤の中核を形成しております。そのため、対象となる建設業界のマクロ環境が急激に悪化し顧客の投資予算が大幅に縮小した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、施工記録領域以外の子どもの成長記録領域や自動車の整備記録領域などフィジカル産業への多角化を推進しております。

② 特定の仕入先への依存について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社が営む施工記録領域で取扱う現場用端末「蔵衛門Pad」シリーズは、当社が提供するテクノロジーやソリューションを実現するとともに、エンドユーザーにご満足いただける機器である必要性から、それぞれの機器に依りて適切な仕入先より仕入れることとしており、現時点において仕入先との契約の継続に支障となる要因は発生していません。しかしながら、将来において何らかの予期せぬ要因により、契約の変更や取引の縮小等が生じ、仕入継続が困難な状況に陥った場合や、当該仕入先の製品において不良品やリコールが発生した場合には、当社の経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は特定の仕入先に依存しないよう仕入先の分散化を図るとともに、仕入先との定期的な関係維持と品質管理体制の確認を行い、さらには代替機器の選定・検証を進めることで、安定的な調達体制の維持に努めております。

③ 機能開発が想定通り進まないことによるリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

何らかの理由で開発が想定通りに進まなかった場合には、想定していた販売計画へ支障がでるなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は最新の技術動向に関する情報収集やノウハウの蓄積に努めております。さらに、認識のズレや要件不足を未然に防ぐための顧客とのコミュニケーション記録管理、仕様確認プロセスの細分化を図っております。また、プロダクトの開発・提供においては、段階的に小さくリリースして市場やユーザーの反応を見ながら進行を管理する手法を徹底することで、想定外の開発遅延の防止及び販売計画への影響の最小化に努めております。

④ 人材確保及び育成について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、比較的小規模な組織体制で事業を展開していることから、社員1人ひとりが担う役割や業務への影響度が相対的に高い状況にあります。そのため、今後の事業成長を維持するためには優秀な人材の確保、育成及び定着が必要不可欠であります。しかしながら、必要な人材が十分に確保・育成できなかった場合、又は採用後の人材流出が進んだ場合には、当社の業務運営並びに財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は積極的・戦略的に優秀な人材の獲得を進めるとともに、採用した人材及び既存の社員に対し、当社のカルチャーに合わせた評価制度の整備、研修の実施、福利厚生の実施等の施策を実施しております。これにより、社内リーダー層への幹部教育、社員の育成、定着に取り組んでおります。

⑤ 特定の人物への依存について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社代表取締役である有馬弘進は、当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として、重要な役割を果たしており、当社の経営に多大な影響力を有しております。そのため、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社においては、経営幹部として取締役4名（うち社外取締役2名）と執行役員2名を配置し、取締役会その他の会議体における情報共有や経営組織の強化を図っております。また、各種規程を整備して執行役員制度の導入による権限委譲を進めることで、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。なお、先端技術の知見を持つ社外取締役1名を増員するなど、外部の客観的視点を取り入れたコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実にも取り組んでおります。

⑥ 内部管理体制について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、更に健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。しかしながら、今後の事業の想定以上の拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は管理部門の人材採用や、研修等による人材育成を促進するとともに、内部監査機能を強化していくことで、強固な内部管理体制の充実に努めてまいります。

⑦ 情報セキュリティ及び個人情報等の漏えいについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、取引先の機密情報や個人情報に加え、施工記録・成長記録・整備記録における膨大な画像データ等の極めて重要な情報を取り扱っております。現時点では発生していませんが、こうした情報が、サイバー攻撃や社内の人為的な不正等により漏洩・流出した場合には、損害賠償請求やレピュテーションの低下など、事業継続に大きな支障が生じる可能性があります。万が一、こうしたリスクが顕在化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、ISMS認証を取得し、外部からの不正アクセスやコンピューターウイルスの侵入防止等について体系的な対策を講じて情報セキュリティ事故の未然防止に努めるとともに、定期的な社内研修及びシステムの脆弱性試験の実施により情報漏えい防止に努めております。

⑧ 法的規制について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、会社法及び金融商品取引法のほか、建設業に関わるガイドライン、個人情報保護法、電気通信事業法など各種法的規制のもとで業務運営を行っております。今後、これらの法的規制の改廃や、当社の業務運営上不利となるような新たな法的規制が設けられた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は法規制の改正等の動向を注視するとともに、コンプライアンスの徹底及び法規制の遵守のために、今後も継続的な社内教育や管理体制の構築等を行ってまいります。

⑨ 研究開発投資について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は先端技術の研究開発を行うための投資を行っており、今後も積極的な研究開発投資を実行していく予定であります。しかしながら、当該研究開発活動が計画どおりに進まない可能性もあるほか、当社が選定した研究開発テーマに基づき開発した新規技術やそれを応用した製品が普及しないリスクがあります。また、技術革新によって当社の研究開発技術が陳腐化した場合、あるいは事業環境の変化等によりさらなる研究開発費の負担が生じた場合などには、先行投資した研究開発費の回収が困難になるなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社はPoC(概念実証)の段階的な実施による技術の適応性・市場ニーズの事前検証を行い、適切な投資配分によって研究開発を実行してまいります。

(注) PoC(概念実証)とは、新規領域への事業展開時などに、現場運用に適した機能やAIの技術適応性などを事前に検証・実証することです。

⑩ 想定以上の解約が生じるリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の注力サービスである「蔵衛門プレミアム」は、契約しているID数に応じた継続課金型のサブスクリプションモデルであることから、新規顧客獲得に加えて既存顧客の継続が重要であると考えております。年度予算には、実績をもとに一定の解約率を見込んでおりますが、競合製品やサービスの台頭等による顧客流出など、想定以上の解約が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は継続的な機能開発によるプロダクト価値の向上とカスタマーサクセス体制の強化により、顧客の課題解決・ロイヤリティ向上を進め、解約率の低下を図っております。

(3) その他のリスク

① 訴訟、係争等について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、本書提出日現在において訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来において何らかの事由の発生により、訴訟提起を受ける可能性があります。その訴訟の内容及び結果によっては、損害賠償などの金銭的負担のほか、社会的信用の失墜など、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は法令及び契約等の遵守のため、「リスクコンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、コンプライアンス体制の強化・推進と各種クレームの発生、訴訟、係争等の発生可能性の低減に取り組んでおります。また、法令遵守に係る社内教育を実施しているほか、各種契約の締結においては法務部門による確認を行っており、必要に応じて迅速に顧問弁護士に相談することができる体制を整備しております。

② 知的財産権について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当事業分野における知的財産権は広範にわたり、完全に把握することは困難であることから、当社の事業に関連する知的財産権について、第三者における、当社が認識しない知的財産権が既に存在した場合又は新たな特許等が成立した場合、当該第三者より知的財産権の侵害を理由とした損害賠償又は使用差止等の請求を受ける可能性があります。また、当社が保有又は出願中の特許等の知的財産権について、第三者による侵害や模倣、あるいは無効主張等を受け、当社の競争優位性が低下又は損なわれる可能性があります。これらの事象が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は第三者の知的財産権に抵触することを回避するため、「知的財産管理規程」を整備し、事前の調査、検討及び評価等を随時実施しております。また、関係部署に所属する役員及び従業員に対して研修を実施する等の従業員教育や事前チェック体制の整備に努めているほか、弁理士や顧問弁護士等の専門家との協力体制を構築することで、内部管理体制のさらなる強化を図っております。

③ 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、役員及び従業員に対するモチベーション向上等を目的として新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は8.5%、潜在株式数は805,000株となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は役職員のモチベーション向上による企業価値増大を図りつつ、既存株主の利益と調和するよう、新株予約権の付与対象や行使条件を適切に設計しております。

④ 配当政策について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題であると認識しております。利益配分につきましては、事業の更なる成長のため、経営基盤の強化のために内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、剰余金の配当に関しては業績も勘案しその内容を決定することとしているため、業績が悪化した場合、配当が減少又は配当を実施しない可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、当社は持続的な事業成長による財務体質の強化と利益拡大に努め、業績動向を勘案しつつ、株主への着実な利益還元を維持してまいります。

なお、当社の直近の配当状況等につきましては、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策」をご参照下さい。

⑤ 大株主について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

本書提出日現在において、当社の創業者池田武史氏(二親等内の親族及び自身の資産管理会社であるTAK株式会社含む。以下「池田氏」という。)が所有する当社の株式数は6,790,000株であり、自己株式を除いた当社発行済株式総数7,650,000株の88.8%を保有する支配株主となっております。なお、本上場に伴う池田氏保有株式の売出しにより、上場後における池田氏の持分比率は低下し、当社の支配株主に該当しなくなる予定であります。しかしながら、池田氏の議決権行使の動向によっては当社の事業方針や株主総会の決議結果等に重要な影響を及ぼす可能性があるほか、市場に流通する株式数が限定されることにより、当社株式の流動性に影響を与える可能性があります。また、将来的に何らかの事情により池田氏が保有する当社株式の全部又は一部が市場等に売却された場合には、株式の需給バランスを緩ませ、当社株式の市場価格の形成に影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクへの対応策として、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び適切な情報開示に努めるとともに、当社は株主構成の変化を注視し、安定的な経営体制の維持に努めてまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第31期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社が主要ターゲットとする建設業界をはじめとするフィジカル産業においては、少子高齢化・人口減少に伴う慢性的な人手不足が進行しております。とりわけ建設業界では、担い手不足の中で施工管理の厳格化が求められており、建設DXへの投資意欲が高まっております。

一方で、実際の現場においては、現場と事務所の分断、紙帳票や口頭伝達に依存したアナログな情報管理、ITリテラシーの格差等により、デジタルツールの導入や生産性向上が進みにくい環境にあります。

かかる市場環境のもと、当社は主力事業である「施工記録領域」において、既存顧客のクラウドへの移行促進や、PLG(プロダクト・レッド・グロス)戦略による新規顧客の獲得を推進いたしました。特に当事業年度においては、企業単位で導入するエンタープライズプランの管理画面における機能拡充を行ったことにより、顧客企業内でのアカウント管理や統制が容易となり、同プランでのID獲得数が大幅に増加いたしました。

これらの施策の結果、当事業年度末における「蔵衛門プレミアム」の累計ID数は95,157ID(前事業年度末比51.2%増)に達し、累計契約社数は10,763社(前事業年度末比42.1%増)に拡大いたしました。ユーザーへパッケージソフトウェアからクラウドへの移行を積極的に促進した結果、ストック売上高は902,036千円(前年同期比63.9%増)と大幅に伸長し、全売上高に占めるストック売上比率は30.8%となり、収益構造の転換が着実に進んでおります。

(注) PLG(プロダクト・レッド・グロス)とは、全機能のフリートライアル提供など、プロダクトの利用体験自体を営業の起点として新規顧客の獲得を推進する戦略のことです。

	第30期事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	第31期事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	第32期中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	第32期第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
全体売上高 (千円)	2,224,188	2,920,113	1,618,739	2,473,261
ストック売上高 (千円)	550,034	902,036	592,203	945,843
ストック売上比率 (%)	24.7	30.8	36.5	38.2

※ストック売上高及びストック売上比率については、施工記録領域の実績を記載しております。

「成長記録領域」では、スクール写真販売サービス「みんなの写真屋さん」において、働き方改革関連法の改正もあり、現金集金や壁貼り展示といった従来のアナログ方式から、オンライン方式への効率化が進みました。また、サービス提供方法も写真店を販売主体とするASP型から当社が販売主体となるプラットフォーム型へ移行したことで、当事業年度の成長記録領域の売上高は903,760千円(前年同期比64.2%増)となり、安定的な売上基盤の形成に寄与いたしました。

その結果、当事業年度における売上高は2,920,113千円(前年同期比31.2%増)、営業利益は329,854千円(前年同期比322.0%増)、経常利益は341,743千円(前年同期比341.6%増)、当期純利益は226,082千円(前年同期比356.7%増)となりました。

当社事業は、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

第32期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

建設・工事現場向けの施工記録領域では、買切り版のPCソフト「蔵衛門御用達」により長年にわたり構築してきた既存顧客基盤を対象に、ストック型の施工記録AIクラウド「蔵衛門プレミアム」への移行を継続して促進いたしました。当中間会計期間においては、前期に拡充したエンタープライズ向け機能が引き続き奏功し、既存の導入企業における利用部門・現場の拡大（全社展開）が順調に進捗いたしました。加えて、専用端末「蔵衛門Pad」やアプリ「蔵衛門カメラ」を新たな現場へ導入する際の起点として活用し、クラウドIDとのセット導入を促進することで、着実にID数の積み上げを図りました。

これらの施策の結果、施工記録領域は堅調に推移し、2026年3月末時点における「蔵衛門プレミアム」の累計ID数は111,733IDに達し、累計契約社数は11,850社に拡大しております。

また、同プラットフォームを他領域へ水平展開する保育・教育現場向けの成長記録領域では、スクール写真販売サービス「みんなの写真屋さん」において、写真店を販売主体とするASP型から当社が販売主体となるプラットフォーム型への移行がさらに進みました。

その結果、当中間会計期間の売上高は1,618,739千円、営業利益は295,263千円、経常利益は296,086千円、中間純利益は182,363千円となりました。

第32期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

建設・工事現場向けの施工記録領域では、当中間会計期間に引き続き、既存顧客基盤に対する「蔵衛門プレミアム」へのクラウド移行と、プロダクト・レッド・グロース(PLG)戦略に基づく新規顧客の獲得に取り組みました。特に当第3四半期累計期間においては、2026年5月に電子納品が求められる工事に対しても写真台帳の閲覧及び編集をクラウド上で行えるよう機能を拡大したことで、これまで対象外であった公共工事等の現場における新たな需要を喚起し、さらなるID獲得につながりました。加えて、カスタマーサクセスによる利用定着支援を通じて既存契約の継続利用を図るとともに、導入企業内での全社展開を一層促進し、ID数の拡大に努めました。

これらの施策の結果、施工記録領域は堅調に推移し、2026年6月末時点における「蔵衛門プレミアム」の累計ID数は122,380IDに達し、累計契約社数は12,264社に拡大しております。また、ストック売上高は945,843千円となり、全売上高に占めるストック売上比率は38.2%と収益構造の転換が進んでおります。

その結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,473,261千円、営業利益は495,483千円、経常利益は511,444千円、四半期純利益は316,258千円となりました。

② 財政状態の状況

第31期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(資産)

当事業年度末の流動資産は、前事業年度末に比べ529,439千円増加し、1,490,474千円となりました。これは、現金及び預金が565,818千円増加し、売掛金が7,501千円増加、製品が98,023千円減少したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ107,952千円減少し、126,141千円となりました。これは、繰延税金資産が101,829千円減少、敷金及び保証金が2,638千円減少、建物附属設備が3,889千円減少、ソフトウェアが3,288千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ421,487千円増加し、1,616,615千円となりました。

(負債)

当事業年度末の流動負債は、前事業年度末に比べ256,604千円増加し、1,024,170千円となりました。これは主に、契約負債が212,386千円増加、未払消費税等が56,198千円増加、買掛金が4,354千円増加、未払費用が2,179千円増加、1年以内返済予定の長期借入金が33,350千円減少したことによるものです。

その結果、当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ256,604千円増加し、1,024,170千円となりました。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末と比べ164,882千円増加し、592,444千円となりました。これは、当期純利益の計上により226,082千円増加、配当金の支払いにより61,200千円減少したことによるものです。

第32期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(資産)

当中間会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ181,176千円増加し、1,671,650千円となりました。これは、仕入により製品が203,977千円増加したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ3,072千円減少し、123,069千円となりました。これは主に、長期前払費用が、13,459千円増加、繰延税金資産が10,204千円減少、建物附属設備が1,945千円減少、ソフトウェアが1,614千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ178,105千円増加し、1,794,720千円となりました。

(負債)

当中間会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ56,942千円増加し、1,081,112千円となりました。これは主に、未払法人税等が88,586千円増加、契約負債が78,696千円増加、未払消費税等が69,359千円減少、未払費用が19,584千円減少、未払金が13,586千円減少したことによるものです。

その結果、当中間会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ56,942千円増加し、1,081,112千円となりました。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産は、前事業年度末と比べ121,164千円増加し、713,608千円となりました。これは、繰越利益剰余金が、中間純利益の計上により182,363千円増加、配当金の支払いにより61,200千円減少したことによるものです。

第32期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

(資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ564,121千円増加し、2,054,595千円となりました。これは主に、現金及び預金が431,110千円増加、仕入により製品が111,605千円増加、売掛金が49,155千円増加、前渡金が12,751千円減少したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べ9,491千円減少し、116,650千円となりました。これは主に、長期前払費用が、13,459千円増加、繰延税金資産が12,990千円減少、建物附属設備が2,917千円減少、工具、器具及び備品が2,645千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ554,631千円増加し、2,171,246千円となりました。

(負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ299,573千円増加し、1,323,743千円となりました。これは主に、契約負債が247,150千円増加、未払法人税等が160,398千円増加、未払消費税等が49,499千円減少、未払費用が43,026千円減少したことによるものです。

その結果、当第3四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ299,573千円増加し、1,323,743千円となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ255,058千円増加し、847,503千円となりました。これは、四半期純利益の計上により316,258千円増加、配当金の支払いにより61,200千円減少したことによるものです。

③ キャッシュ・フローの状況

第31期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に対して565,818千円増加し、1,108,585千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、前事業年度に対して521,779千円増加し、668,676千円となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上341,743千円、契約負債の増加額212,386千円、未払消費税等の増加額56,198千円、売上債権の増加額9,701千円、棚卸資産の減少額94,969千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、前事業年度に対して2,834千円増加し、8,307千円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出8,307千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、前事業年度に対して38,865千円減少し、94,550千円となりました。これは、一年以内返済予定の長期借入金の返済による支出33,350千円、配当金の支払額61,200千円によるものです。

第32期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に対して42,797千円減少し、1,065,787千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は19,989千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上296,086千円、棚卸資産の増加額202,452千円、契約負債の増加額78,696千円、売上債権の増加額43,438千円、未払消費税等の減少額69,359千円、未払費用の減少額19,584千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は1,587千円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,587千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、61,200千円となりました。これは、配当金の支払額61,200千円によるものです。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社は、受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載は省略しております。

ｃ．販売実績

第31期事業年度及び第32期中間会計期間並びに第32期第3四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

事業領域の名称	第31期事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比 (%)	第32期中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	第32期 第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
施工記録領域(千円)	2,011,113	21.4	1,110,378	1,754,539
成長記録領域(千円)	903,760	64.2	501,352	710,155
その他の領域(千円)	5,239	△70.0	7,009	8,566
合計(千円)	2,920,113	31.2	1,618,739	2,473,261

- (注) 1. 当社は記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、事業領域別の販売実績を記載しております。
2. 第32期第3四半期累計期間のその他の領域には、整備記録領域に係る売上高が含まれております。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

① 重要な会計方針・見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たり、決算日における財政状態及び会計期間における経営成績に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、この見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第31期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(売上高)

当事業年度の売上高は2,920,113千円(前年同期比31.2%増)となりました。これは主に施工記録領域における売上高が2,011,113千円(前年同期比21.4%増)となり、成長記録領域における売上高が903,760千円(前年同期比64.2%増)となったことによるものです。

(営業費用及び営業利益)

当事業年度の売上原価及び販売費及び一般管理費を合算した営業費用は、2,590,258千円(前年同期比20.7%増)となりました。これは主に売上原価外注費の増加によるものであります。この結果、営業利益は、329,854千円(前年同期比322.0%増)となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当事業年度において、営業外収益が13,529千円、営業外費用が1,640千円発生しております。この結果、経常利益は、341,743千円(前年同期比341.6%増)となりました。

(特別損益、法人税等及び当期純利益)

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は115,660千円となりました。この結果、当期純利益は、226,082千円(前年同期比356.7%増)となりました。

第32期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(売上高)

当中間会計期間の売上高は1,618,739千円となりました。これは主に施工記録領域における売上高が1,110,378千円となり、成長記録領域における売上高が501,352千円となったことによるものです。

(営業費用及び営業利益)

当中間会計期間の売上原価及び販売費及び一般管理費を合算した営業費用は、1,323,476千円となりました。これは主に売上原価外注費の増加によるものであります。この結果、営業利益は、295,263千円となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当中間会計期間において、営業外収益が1,081千円、営業外費用が258千円発生しております。この結果、経常利益は、296,086千円となりました。

(特別損益、法人税等及び中間純利益)

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は113,723千円となりました。この結果、中間純利益は、182,363千円となりました。

第32期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は2,473,261千円となりました。これは主に施工記録領域における売上高が1,754,539千円となり、成長記録領域における売上高が710,155千円となったことによるものです。

(営業費用及び営業利益)

当第3四半期累計期間の売上原価及び販売費及び一般管理費を合算した営業費用は、1,977,778千円となりました。これは主に売上原価外注費の増加によるものであります。この結果、営業利益は、495,483千円となりました。

(営業外損益及び経常利益)

当第3四半期累計期間において、営業外収益が16,280千円発生しております。これは主にキャッシュバック収入に計上した、通信回線契約の獲得支援に係る販売奨励金15,120千円を計上したことによるものであります。また、営業外費用が318千円発生しております。この結果、経常利益は、511,444千円となりました。

(特別損益、法人税等及び四半期純利益)

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を合算した法人税等は195,186千円となりました。この結果、四半期純利益は、316,258千円となりました。

③ 財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要②財政状態の状況」に記載のとおりであります。

④ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要③キャッシュ・フローの状況」に含めて記載しております。

当社の運転資金需要のうち主なものは、外注費、人件費等の営業費用であります。運転資金に必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

なお、当事業年度末において、現金及び現金同等物は1,108,585千円であります。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑥ 経営者の問題意識と今後の方針に関して

当社は、「『記録』で世界をアップデートする。」をミッションに掲げ、事業を拡大してまいりました。

当社がこのミッションの下、長期的な競争力を維持し持続的な成長を図るためには、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対して、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、最善の経営方針を立案していくことが必要であると認識しております。

⑦ 経営方針、経営戦略・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上重視する指標」に記載のとおり、売上高、営業利益率、ARR及びストック売上比率を全社の指標とし、施工記録領域における有料利用者数、契約社数及び解約率、成長記録領域におけるYAU及びARPU並びに整備記録領域における月間処理台数を各領域の指標としております。当該指標に照らした第31期事業年度の経営成績等に関する経営者の認識及び分析は、以下のとおりであります。

(全社)

当事業年度の売上高は2,920,113千円（前年同期比31.2%増）、営業利益率は11.2%（前事業年度3.5%）となりました。売上高の増加率が営業費用の増加率（前年同期比20.7%増）を上回ったことにより、営業利益率が改善しております。継続収益の規模を示すARRは1,067,693千円（前事業年度714,114千円）、ストック売上比率は30.8%（同24.7%）となり、いずれも上昇しております。成長投資を継続しながら収益性を確保しつつ、蔵衛門プレミアムを中心とする継続収益の基盤が拡大しているものと分析しております。

(施工記録領域)

有料利用者数は95,157ID（前事業年度末62,923ID、51.2%増）、契約社数は10,763社（同7,574社、42.1%増）となりました。有料利用者数の増加率が契約社数の増加率を上回っており、新規の導入企業の増加に加え、既存の導入企業においても利用部門及び現場が広がっているものと分析しております。解約率は0.16%（同0.12%）となり、前事業年度から0.04ポイント上昇したものの、引き続き低い水準で推移しており、サービスが顧客の施工記録業務に定着しているものと認識しております。これらの結果、当領域の売上高は2,011,113千円（前年同期比21.4%増）となり、うちストック売上高は同63.9%増と拡大しております。

(成長記録領域)

YAUは218,481ID（前事業年度末210,029ID、4.0%増）、ARPUは4,136円（同2,620円、57.9%増）となりました。少子化により対象となる子どもの数が減少するなかで、YAUは前事業年度の水準を維持しております。ARPUの上昇は、主として写真販売のオンライン化の進展に加え、サービス提供方法も写真店を販売主体とするASP型から当社が販売主体となるプラットフォーム型へ移行したことで、当社が売上高として計上する範囲が拡大したことによるものであります。なお、「うちの子」等の継続課金型サービスは2026年7月に有料での提供を開始したものであるため、当事業年度のARPUには含まれておりません。この結果、当領域の売上高は903,760千円（前年同期比64.2%増）となりました。当領域について、利用者基盤を維持しながら利用者1人当たりの収益を高めるという方針に沿って推移しているものと分析しております。

(整備記録領域)

当領域の指標である月間処理台数につきましては、修理・整備AIクラウド「AITURBO」の提供を2026年6月に開始したため、当事業年度における実績はありません。次期以降、導入社数及び月間処理台数の推移により、新領域の立ち上がりの状況を確認していく方針であります。

(総括)

以上により、第31期事業年度において、収益構造のストック化及び収益性の向上が進捗しているものと分析しております。一方、施工記録領域の売上高は依然としてフロー収益が過半を占めており、ストック売上比率の一層の向上が引き続きの課題であると認識しております。

なお、当該指標等の推移については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上重視する指標」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第31期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社の研究開発活動は、サービス開発部が担当しております。当事業年度におきましては、配筋検査機能の基礎開発及び施工写真を自動で分類する仕分けAIの基礎開発を中心に取り組みました。当事業年度における研究開発費の総額は、122,185千円であります。

なお、当社は記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の研究開発活動の概要は記載しておりません。

第32期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当社の研究開発活動は、サービス開発部が担当しております。当中間会計期間におきましては、子ども成長記録アプリ「うちの子」の基礎開発に取り組み、写真から映像を生成するシステムの開発を中心に進めました。当中間会計期間における研究開発費の総額は、50,984千円であります。

なお、当社は記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の研究開発活動の概要は記載しておりません。

第32期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

当社の研究開発活動は、サービス開発部が担当しております。当第3四半期累計期間におきましては、修理・整備の最適な工程を提案するAIの基礎開発を中心に取り組みました。当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は、74,008千円であります。

なお、当社は記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の研究開発活動の概要は記載しておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第31期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当事業年度において実施した設備投資の総額は8,307千円であります。その主な内容は、工具、器具及び備品の取得8,307千円であります。

なお、当事業年度においては重要な設備の除却、売却等はありません。当社は記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第32期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当中間会計期間において実施した設備投資の総額は1,587千円であります。その主な内容は、工具、器具及び備品の取得1,587千円であります。

なお、当中間会計期間においては重要な設備の除却、売却等はありません。当社は記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第32期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

当第3四半期累計期間において実施した設備投資の総額は2,035千円であります。その主な内容は、工具、器具及び備品の取得2,035千円であります。

なお、当第3四半期累計期間においては重要な設備の除却、売却等はありません。当社は記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	建物附属設備	25,873	10,022	5,109	41,004	44 [71]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員及びアルバイトを含み派遣社員を除く。）は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しております。
4. 建物は賃貸物件であり、年間賃借料は74,238千円であります。
5. 当社は、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2026年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

当社の重要な設備の新設等の計画は、次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地名)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社 本社（東京都港区）	建物附属設備	60,000	—	自己株式の 処分資金	2026年10月	2027年4月	注3

(注) 1. 投資予定金額は概算額であり、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 完成後の増加能力については、生産設備の新設ではないため、記載を省略しております。

4. 上記の増床は賃借により行うものであり、土地・建物の取得は予定しておりません。なお、上記のほか賃借料の増加が見込まれますが、費用であるため上記投資予定金額には含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2026年6月29日開催の臨時株主総会決議により、2026年7月1日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は19,980,000株増加し、20,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,500,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	9,500,000	—	—

- (注) 1. 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,490,500株増加し、9,500,000株となっております。
2. 2026年6月29日開催の臨時株主総会決議により、2026年7月1日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

1. 第1回新株予約権

決議年月日	2021年2月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1 当社取締役 1 (注) 9
新株予約権の数(個)※	400 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 400[400,000] (注) 1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	89,000[89] (注) 2、8
新株予約権の行使期間※	2023年2月23日～2031年2月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 89,000[89] (注) 8 資本組入額 44,500[44.5] (注) 8
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとし、かかる調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額89,000円(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求することができる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日を除く)とする。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分

を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併又は会社分割を行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味する。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権の取得事由」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の行使は1個単位で行うものとし、1個未満の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の相続は、これを認めない。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は新株予約権を放棄した場合は、当該者が保有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合、以下同じ。)、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ③ 上記①及び②に定めるほか、当社は、当社取締役会が特に必要と認めた場合、当社取締役会が取得日として別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存する新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認(取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
8. 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
9. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社代表取締役1名となっております。

2. 第4回新株予約権

決議年月日	2023年12月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1 当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 39 (注) 9
新株予約権の数(個)※	433[405] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 433[405,000] (注) 1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	89,000[89] (注) 2、8
新株予約権の行使期間※	2025年12月27日～2033年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 89,000[89] (注) 8 資本組入額 44,500[44.5] (注) 8
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日の前月末現在は1,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとし、かかる調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額89,000円(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求することができる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日を除く)とする。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併又は会社分割を行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額を調整することができる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 上記②の定めに関わらず、本新株予約権者は、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - (a) 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
 - (b) 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (c) 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (d) 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (e) 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の当該他の会社の議決権の数が、当該他の会社の総株主の議決権の50%未満となること。
 - (f) 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

5. 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存する新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認(取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
8. 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
9. 付与対象者の退職及び放棄による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社代表取締役1名、当社取締役1名、当社監査役1名、及び当社従業員28名となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年7月1日 (注)	9,490,500	9,500,000	—	30,000	—	—

(注) 株式分割（普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2026年7月31日現在

2020年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	1	—	—	17	18	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	38,000	—	—	57,000	95,000	—
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	40.00	—	—	60.00	100.00	—

- (注) 1. 2026年6月29日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、2026年7月1日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。
3. 自己株式1,850,000株は「個人その他」に18,500単元を含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,850,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,650,000	76,500	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,500,000	—	—
総株主の議決権	—	76,500	—

(注) 2026年6月29日開催の臨時株主総会で定款変更が決議され、2026年7月1日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

2026年7月31日現在

名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ルクレ	東京都港区北青山一丁目2番3号	1,850,000	—	1,850,000	19.47
計	—	1,850,000	—	1,850,000	19.47

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,850,000	—	1,850,000	—

(注) 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。なお、上記の株式数は当該株式分割後の株式数で記載しております。

3 【配当政策】

当社は『「記録」で世界をアップデートする。』というミッション達成のため、当社の経営基盤を強固なものにするべく内部留保を確保すると同時に、業績の動向を踏まえつつ、株主への利益還元についても行っていくことが基本的な方針であります。第31期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記基本方針を踏まえ、1株当たり8,000円としております。なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の拡大発展と効率化の実現のための資金として、有効に活用して参ります。

なお、基準日が第31期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年12月26日 定時株主総会決議	61,200	8,000

(注) 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当該分割について当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり配当額は8円であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、永続的な企業発展を実現するために経営の健全性及び透明性を確保し、全てのステークホルダーから信頼される企業であるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の重要課題の一つとして認識しております。こうした認識のもと、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

当社の主要株主である池田武史氏の持株比率は、二親等内の親族及び本人が所有する資産管理会社の所有株式を合計すると過半数以上となることから、支配株主に該当いたします。当社は支配株主、二親等内の親族及び資産管理会社との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

また、全てのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、上場後は経営情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、代表取締役が任命する内部監査人による内部監査を実施し、経営に対する監督の強化を図っております。

各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、当該体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

a. 取締役会

当社の取締役会は経営上の最高意思決定機関である株主総会にて選任された取締役4名（代表取締役有馬弘進、取締役渋谷充宏、社外取締役波田野馨子、社外取締役影山輝彰）で構成され、監査役3名（常勤社外監査役横田弘通、非常勤社外監査役岸本侑子、非常勤社外監査役本木一偉）の出席のもと、代表取締役である有馬弘進を議長とし、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、「取締役会規程」で決められた事項に基づき、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行等を決定しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（常勤社外監査役横田弘通、非常勤社外監査役岸本侑子、非常勤社外監査役本木一偉）で構成され、常勤監査役横田弘通が議長を務めております。

各監査役は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行うほか計算書類等の監査、監査報告の作成等の職務を担っており、随時、代表取締役や各担当取締役との意見交換等を行っております。常勤監査役は、内部監査人及び会計監査人との定期的な情報共有により、それぞれの相互連携を図っております。また、原則として毎月1回以上の開催頻度で監査役会を招集し、各監査役間での情報交換、監査としての必要事項の決定、その他必要な連携を図っております。

c. 経営会議

経営会議は、「経営会議規程」に基づき、代表取締役有馬弘進が議長を務め、原則として常勤取締役渋谷充宏及び執行役員事業本部本部長野村絵里奈、執行役員管理部部長阿部雅美で構成され、原則として毎月1回以上開催し、業務執行方針の協議、業務執行状況の共有、月次報告、及び取締役会決議事項を審議・協議するほか、構成員が提示した事項及び議長が必要と認める事項について審議・協議しております。

d. リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は、「リスクコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役有馬弘進を委員長とし、常勤取締役渋谷充宏、執行役員事業本部本部長野村絵里奈及び執行役員管理部部長阿部雅美を委員として構成されており、社外取締役2名（波田野馨子、影山輝彰）及び監査役3名（常勤社外監査役横田弘通、非常勤社外監査役岸本侑子、非常勤社外監査役本木一偉）も出席しております。原則として四半期に1回開催されており、リスク管理とコンプライアンス推進のため、重要方針や諸規程の新設・改廃の審議・協議、情報の共有、対応策の検討を行っております。

e. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役が任命する内部監査人東哲が実施しております。また、上場企業及び上場準備企業において豊富な内部監査経験を有する業務委託先1社を置いております。

代表取締役は、内部監査人からの監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

f. 会計監査人

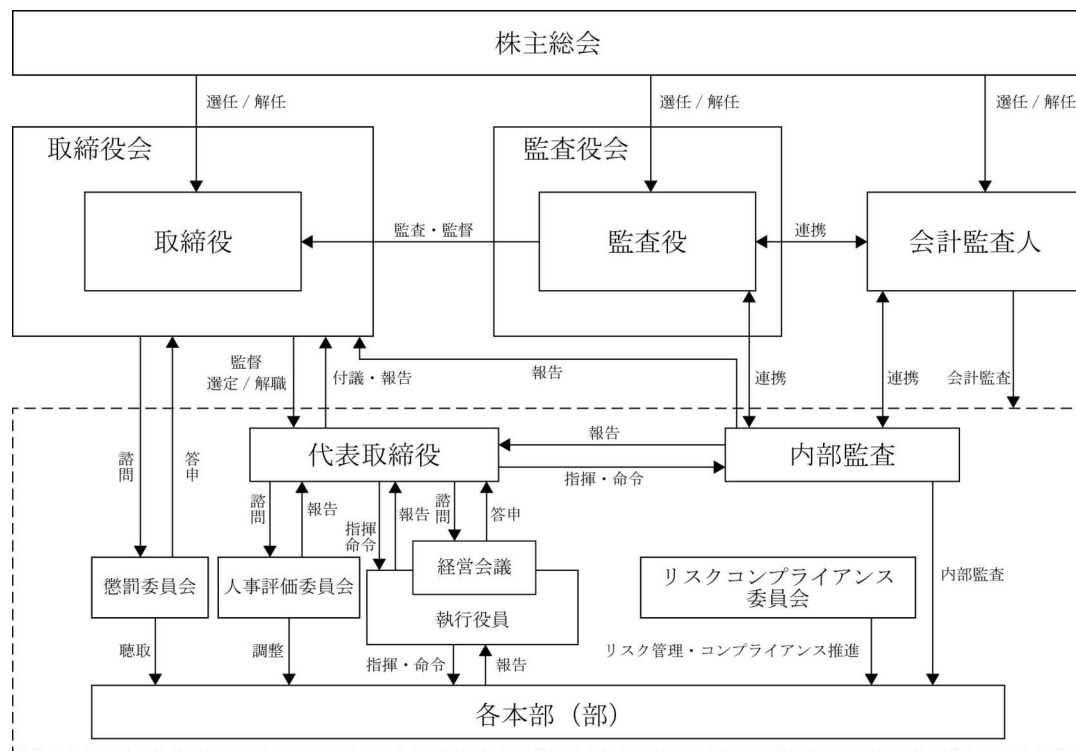
当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。会計監査人の監査報告会には、監査役及び内部監査人が出席して直接報告を受けるとともに、意見を述べるなどの連携を図っております。

g. 人事評価委員会

当社は、社員の人事評価の公正性及び客観性を確保することを目的として、人事評価委員会を設置しております。人事評価委員会は、「人事評価規程」に基づき、代表取締役から任命された者により構成され、原則として年2回（4月・10月）に開催しております。最近事業年度は、2024年10月30日に代表取締役有馬弘進、常勤取締役渋谷充宏、管理部総務人事グループ担当者にて、2025年4月24日は、代表取締役有馬弘進、常勤取締役渋谷充宏、執行役員管理部部長阿部雅美、管理部総務人事グループ担当者にて開催しております。当委員会では、人事評価の結果に不均衡があると認められる場合等において、評価内容の妥当性について審議及び必要な調整を行っております。人事評価委員会における審議結果は、代表取締役の承認を経て最終的に決定され、当該結果については、必要に応じて取締役会に報告されております。

h. 懲罰委員会

当社は、社員の服務規律違反等に関する事実関係の調査及び懲戒処分の適否について公正かつ慎重な判断を行うことを目的として、懲罰委員会を設置しております。懲罰委員会は、「懲罰委員会規程」に基づき、代表取締役から任命された委員長、副委員長として執行役員管理部部長阿部雅美、委員長が任命した委員で構成され、会社から諮問を受けた事項について、服務規律違反、企業秩序維持違反または懲戒被疑行為等に関する事実関係の調査及び確認、並びに懲戒処分の適否及びその種類について審議を行っております。懲罰委員会は、当該審議結果を会社に報告し、会社は当該報告を踏まえ、就業規則の定めに基づき最終的な懲戒処分の決定を行います。最近事業年度における開催実績はございません。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針書」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「リスクコンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款の内容と共に全社に周知・徹底するとともに、リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (b) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- (d) 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査役は、当社の業務に適法性を欠くまたはそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めに請求できる体制を構築する。
- (e) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役が内部監査人に命じて、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
- (f) 組織全体において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当な要求を断固として排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスクコンプライアンス規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。

- (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (c) 緊急事態発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (b) 「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役の業務執行が効率的に実施されるよう、必要に応じて経営会議にて事前に十分な議論と審議を行う。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)は、必要に応じてその人員を確保する。
 - (b) 補助使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役及び上長等の指揮命令は受けないものとする。
 - (c) 補助使用人の人事異動及び考課、ならびに補助使用人に対する懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席、または取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
 - (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
 - (c) 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。
- g 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社の役職員に周知・徹底する。
- h 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- i その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役会は、法令にしがたい、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
 - (b) 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
 - (c) 監査役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧ことができ、内容説明を求めることができる。
 - (d) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。

- (e) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
- (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。
- (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (d) 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかに対応策を講ずる。

k 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (a) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」の関係規程等を定め、当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- (b) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため「リスクコンプライアンス規程」を制定しております。同規程の定めに基づき「リスク」を当社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性と定義し、役職員等は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、当社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じることとしております。

また、四半期に1回リスクコンプライアンス委員会を開催し、定期的にリスク管理に関する報告を実施しており、重大なリスクにつながると判断された場合には、取締役会に報告する体制としております。

また、リスク管理体制全般の適切性、有効性につきましては、当社の内部監査人が内部監査を通して検証しており、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整え、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

c. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f. 特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

g. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

h. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、その責任を免除することができる旨、定款に定めております。

i. 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	有馬弘進	15回	15回
取締役	渋谷充宏	15回	15回
取締役	波田野馨子	15回	15回

(注) 取締役影山輝彰は、2026年1月就任のため記載しておりません。

取締役会における具体的な検討内容として、当社の取締役会では、法令及び定款並びに「取締役会規程」に基づき、株主総会に付議する事項、役員の選定及び職務分担等の役員に関する重要事項について審議・決議を行っております。また、中長期経営計画及び単年度予算の策定・変更、月次の業績進捗状況の報告を通じて経営戦略及び業績管理に関する検討を行うとともに、決算関係書類及び開示書類の承認等に関する事項について監督を行っております。なお、取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行に対する監査機能の確保を図っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 28.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
代表取締役	有馬弘進	1968年8月7日生	1993年4月 2002年3月 2013年7月 2019年9月	株式会社スタジオタッククリエイティブ 入社 株式会社トリワークス(現 当社) 入社 株式会社DigiBook代表取締役 就任 当社代表取締役 就任(現任)	(注) 3	500,000
取締役	渋谷充宏	1973年3月30日生	1999年4月 2002年5月 2003年12月 2006年10月 2023年12月	株式会社セタ 入社 株式会社アイティコミュニケーションズ 入社 株式会社ユビキューブ 入社 株式会社トリワークス(現 当社) 入社 当社取締役サービス開発部部长 就任(現任)	(注) 3	100,000
取締役	波田野馨子	1975年4月21日生	2008年12月 2016年11月 2017年9月 2018年11月 2021年10月 2022年2月 2022年4月 2022年12月 2023年4月 2023年6月 2024年6月 2024年6月 2024年12月	弁護士登録 森法律事務所入所 日本弁護士連合会嘱託弁護士 就任 スターフェスティバル株式会社監査役 就任 株式会社ツクルバ監査役 就任 株式会社トラストリッジ監査役 就任 波田野総合法律事務所所長 就任(現任) 神奈川県弁護士会副会長 就任 当社取締役 就任(現任) 株式会社アプレ社外監査役 就任(現任) 株式会社Kids Smile Holdings(現 株式会社Smile Holdings)社外取締役(監査等委員) 就任(現任) リージョナルフィッシュ株式会社社外監査役 就任(現任) 株式会社ココペリ社外監査役 就任(現任) 株式会社アトラエ社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 3	—
取締役	影山輝彰	1972年6月2日生	1995年4月 2000年4月 2006年1月 2007年4月 2022年4月 2022年7月 2026年1月	株式会社植木組 入社 一般社団法人日本建設業連合会 インフラ再生委員会委員 就任 一般財団法人日本建設情報総合センター建設情報研究所 入社(現任) 一般財団法人日本建設情報総合センター建設情報研究所 主任研究員 就任(現任) 一般財団法人日本建設情報総合センター積算システムセンター 参事 就任(現任) 公益社団法人日本技術士会 建設部会 幹事 就任(現任) 当社取締役 就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	横田弘通	1957年8月1日生	1981年4月 1992年8月 1996年1月 2018年10月 2022年9月	富士通株式会社 入社 日本エス・シー・アイ株式会社 入社 (その後スターリングソフトウェア株式会社に社名変更) 株式会社富士通ビー・エス・シー 入社 株式会社マルイマ(現 TECRA株式会社) 監査役 就任 当社常勤監査役 就任(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	岸本侑子	1988年5月18日生	2015年12月 2017年8月 2022年12月 2026年5月	弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 東京芝法律事務所入所 当社監査役 就任(現任) アクアシス法律事務所入所(現任)	(注)4	—
監査役	本木一偉	1961年6月30日生	1985年9月 1995年7月 2000年6月 2024年6月	太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 本木公認会計士事務所所長 就任(現任) 株式会社ドリーム・アーツ監査役 就任 当社監査役 就任(現任)	(注)4	—
						600,000

- (注) 1. 取締役波田野馨子及び影山輝彰は、社外取締役であります。なお、波田野馨子の戸籍上の氏名は、松本馨子であります。
2. 監査役横田弘通及び岸本侑子、本木一偉は、社外監査役であります。なお、岸本侑子の戸籍上の氏名は、金山侑子であります。
3. 取締役の任期は、2026年6月29日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2026年6月29日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員 事業本部本部長	野村絵里奈
執行役員 管理部部長	阿部雅美

② 社外役員の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は、波田野馨子、影山輝彰の2名であります。社外監査役は、横田弘通、岸本侑子、本木一偉の3名であります。

b. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役の波田野馨子は、弁護士の資格を有し法律専門家としての専門的な知見を有しており、上場会社における役員の経験もあることから、当社経営全般に対しての助言・提言等を期待して選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の影山輝彰は、建設現場における豊富な実務経験に加え、建設DXの先駆者としての専門的な知見を有しており、当社の技術及び経営全般に対しての助言・提言等を期待して選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役2名は、取締役会において、経営戦略、業績の進捗状況、内部統制及びリスク管理の状況等について報告を受け、独立した立場から意見を述べることにより、取締役会の意思決定の適正性及び透明性の確保に寄与しております。

また、当社は、執行役員へ業務執行の一部を権限委譲することにより、業務執行体制の強化と迅速な意思決定を図るとともに、取締役会による監督機能の実効性を高める体制としております。社外取締役は、執行役員からの業務執行状況の報告を踏まえ、業務執行の妥当性及びリスク管理の状況について確認を行っております。

社外監査役の横田弘通は、上場会社における内部監査の経験、及び監査役の経験を有しており、当社の監督機能の客観性及び中立性を確保するために、当社の社外監査役に選任しております。なお、ストック・オプション10個(10,000株)を保有しているほかは、当社と同氏との間で人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

岸本侑子は弁護士の資格を有し、多くの企業法務に関する経験を有することから、当社のコーポレート・ガ

パナンスの強化に向けて、監督機能の客観性及び中立性を確保するために、当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

本木一偉は公認会計士・税理士の資格を有し、多くの財務及び会計に関する経験を有することから、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営の強化に向けて、監督機能の客観性及び中立性を確保するために当社の社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

c. 独立性に関する方針・基準の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を参考に選任しております。加えて、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督、監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、監査役監査及び会計監査の結果について報告を受けるとともに、経営戦略、業績の進捗状況、内部統制及びリスク管理の状況等について、独立した立場から確認を行っております。

社外取締役は、これらの報告内容を踏まえ、必要に応じて取締役会における意思決定の適正性及び透明性を確保する観点から助言・提言を行い、業務執行に対する監督機能を発揮しております。

また、常勤監査役を中心に、会計監査人及び内部監査人と適宜協議を行うことで、監査計画、監査結果及び内部統制上の課題等について必要な情報共有や意見交換を行い、相互に連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、いずれも社外監査役である常勤監査役1名及び非常勤監査役2名により実施しており、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行っております。このうち非常勤監査役の岸本侑子は弁護士資格を有し、多くの企業法務に関する経験を有しており、本木一偉は公認会計士資格を有し、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。

監査役は、監査役会で定めた監査の方針や業務の分担等に従い取締役会に出席し、取締役等からの営業の報告の聴取や重要な決議書類等の閲覧、さらに業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。各監査役が毎月1回開催される取締役会に出席することにより、取締役の職務執行を十分に監視できる体制を整えております。また、適宜監査業務の結果報告やコンプライアンス上の問題点等につき意見交換を行い、必要に応じて取締役会に報告を行っております。

最近事業年度においては監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	横田弘通	13回	13回
非常勤監査役	岸本侑子	13回	13回
非常勤監査役	本木一偉	13回	13回

監査役会における具体的な検討内容として、取締役会及び代表取締役に対し、監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜報告し、また代表取締役とは定期的な会合をもつことで、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をし、相互認識を深めるよう努めております。

また、常勤監査役の活動として、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内情報の収集に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を監視検証しております。監視及び検証の結果から知り得た情報は、他の非常勤監査役と共有するよう努めております。

② 内部監査の状況

代表取締役の直下に独立の内部監査人を設置しております。内部監査人(1名)は、内部監査計画に基づき、規程に定められた業務に関して、法令等遵守の状況について内部監査を実施しており、監査の結果は代表取締役及び取締役会に報告されております。被監査部署に対しては、代表取締役の指示を受けて業務の改善に向け助言・勧告を行っているほか、課題の指摘・改善提案とそのフォローアップを行い、改善進捗状況を随時報告させることにより監査の実効性を高めております。

また、内部監査は、監査法人及び監査役とは独立した監査を実施しつつも、相互に連携して、監査内容や課題について共通認識を深めるために情報交換を積極的に行うことにより、監査の有効性と効率性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

本間洋一

尾形隆紀

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、その他の補助者27名であり、会計監査人と常勤監査役は監査の方針について打合せを行うほか、監査役及び内部監査人と適宜種々の意見交換を行い、相互に緊密な連携を図っております。当該監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針は、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社が展開する事業分野への理解度、当社の監査実施の有効性及び効率性の観点等を総合的に勘案し検討の上選定することとしております。なお、太陽有限責任監査法人を選定した理由は、上記方針に基づき総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役及び監査役会は、太陽有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人が有効に機能し、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
15	—	16	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査計画の内容及び監査日数等を勘案し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、前事業年度の監査実績の相当性、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、実効性のある適切な品質の監査を受ける観点から妥当な水準と判断し、会計監査人の報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、役員の報酬等の決定方法については、株主総会の決議により役員報酬の限度額を決定し、その限度額の範囲内において、各役員の報酬額を決定いたします。

また、取締役の報酬限度額については、2021年12月28日開催の定時株主総会において年額65,000千円以内（当該株主総会終結時の取締役の数は3名（後日2022年2月1日付で就任する1名を含めた4名体制を想定して決議））と決議されており、各取締役の報酬額は、担当部門の業績等を踏まえた各取締役の報酬額の評価を総合的に判断して配分計算をし、取締役会での審議を経て取締役会決議により決定しております。当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2025年12月26日開催の取締役会において取締役の報酬について審議し、上記の方針に則り、全会一致にて決議しております。

監査役の報酬限度額については、2020年7月7日開催の臨時株主総会において年額9,600千円以内（当該株主総会終結時の監査役の数は1名）と決議されており、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。当事業年度における当社の監査役の報酬等の額の決定過程における監査役会の活動は、2025年12月26日開催の監査役会において監査役の報酬について審議し、上記の方針に則り、全会一致にて決議しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	39,600	39,600	—	—	2
監査役(社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	12,750	12,750	—	—	5

③ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)及び当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)に係る中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、各種団体の主催する研修等への参加や会計専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月30日)	当事業年度 (2025年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	542,766	1,108,585
売掛金	173,137	180,638
電子記録債権	—	2,200
製品	208,741	110,718
商品	16,393	19,486
前渡金	2,092	46,408
前払費用	17,611	22,174
その他	342	326
貸倒引当金	△50	△65
流動資産合計	961,035	1,490,474
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	60,431	60,431
減価償却累計額	△30,668	△34,557
建物附属設備（純額）	29,762	25,873
工具、器具及び備品	42,375	25,267
減価償却累計額	△36,046	△15,245
工具、器具及び備品（純額）	6,329	10,022
有形固定資産合計	36,091	35,895
無形固定資産		
ソフトウェア	8,397	5,109
無形固定資産合計	8,397	5,109
投資その他の資産		
敷金及び保証金	72,175	69,537
繰延税金資産	117,428	15,599
投資その他の資産合計	189,604	85,136
固定資産合計	234,093	126,141
資産合計	1,195,128	1,616,615

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	157,182	161,536
未払金	31,828	31,933
未払費用	77,720	79,900
未払法人税等	200	14,768
未払消費税等	18,361	74,560
契約負債	445,777	658,164
預り金	2,850	3,086
1年内返済予定の長期借入金	33,350	—
その他	295	221
流動負債合計	767,566	1,024,170
負債合計	767,566	1,024,170
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
別途積立金	70,000	70,000
繰越利益剰余金	359,584	524,467
利益剰余金合計	437,084	601,967
自己株式	△39,522	△39,522
株主資本合計	427,562	592,444
純資産合計	427,562	592,444
負債純資産合計	1,195,128	1,616,615

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,065,787
売掛金	226,276
製品	314,695
商品	17,971
前渡金	21,834
前払費用	24,822
その他	326
貸倒引当金	△65
流動資産合計	1,671,650
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	60,431
減価償却累計額	△36,502
建物附属設備（純額）	23,928
工具、器具及び備品	26,854
減価償却累計額	△18,282
工具、器具及び備品（純額）	8,572
有形固定資産合計	32,501
無形固定資産	
ソフトウェア	3,495
無形固定資産合計	3,495
投資その他の資産	
敷金及び保証金	68,218
長期前払費用	13,459
繰延税金資産	5,395
投資その他の資産合計	87,073
固定資産合計	123,069
資産合計	1,794,720

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	151,648
未払金	18,346
未払費用	60,315
未払法人税等	103,354
未払消費税等	5,200
契約負債	736,861
預り金	5,298
その他	86
流動負債合計	1,081,112
負債合計	1,081,112
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
利益剰余金	
利益準備金	7,500
その他利益剰余金	
別途積立金	70,000
繰越利益剰余金	645,630
利益剰余金合計	723,130
自己株式	△39,522
株主資本合計	713,608
純資産合計	713,608
負債純資産合計	1,794,720

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
売上高	※1 2,224,188	※1 2,920,113
売上原価	1,229,815	1,582,623
売上総利益	994,372	1,337,489
販売費及び一般管理費	※2、3 916,224	※2、3 1,007,634
営業利益	78,147	329,854
営業外収益		
受取利息	39	790
キャッシュバック収入	—	12,720
その他	67	19
営業外収益合計	107	13,529
営業外費用		
支払利息	599	65
為替差損	256	674
解決金	—	900
その他	13	0
営業外費用合計	870	1,640
経常利益	77,384	341,743
特別損失		
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	—	0
税引前当期純利益	77,384	341,743
法人税、住民税及び事業税	206	13,831
法人税等調整額	27,679	101,829
法人税等合計	27,885	115,660
当期純利益	49,498	226,082

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 10月 1 日 至 2024年 9月30日)		当事業年度 (自 2024年 10月 1 日 至 2025年 9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	58,619	7.1	67,570	5.7
II 経費		768,114	92.9	1,120,113	94.3
当期総製造費用		826,734	100.0	1,187,684	100.0
期首製品棚卸高		60,884		208,741	
当期製品仕入高		531,618		282,731	
合計		592,502		491,473	
期末製品棚卸高		208,741		110,718	
製品売上原価		383,761		380,754	
期首商品棚卸高		7,150		16,393	
当期商品仕入高		28,563		17,278	
合計		35,714		33,671	
期末商品棚卸高		16,393		19,486	
商品売上原価		19,320		14,185	
当期売上原価		1,229,815		1,582,623	

(注) ※ 1 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	692,632	1,016,242
通信費	48,548	61,462

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)	
売上高	1,618,739
売上原価	803,818
売上総利益	814,921
販売費及び一般管理費	※ 519,658
営業利益	295,263
営業外収益	
受取利息	1,072
その他	9
営業外収益合計	1,081
営業外費用	
為替差損	258
営業外費用合計	258
経常利益	296,086
税引前中間純利益	296,086
法人税、住民税及び事業税	103,518
法人税等調整額	10,204
法人税等合計	113,723
中間純利益	182,363

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	30,000	7,500	70,000	371,286	448,786	△39,522	439,263	439,263
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	△61,200	△61,200	—	△61,200	△61,200
当期純利益	—	—	—	49,498	49,498	—	49,498	49,498
当期変動額合計	—	—	—	△11,701	△11,701	—	△11,701	△11,701
当期末残高	30,000	7,500	70,000	359,584	437,084	△39,522	427,562	427,562

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	30,000	7,500	70,000	359,584	437,084	△39,522	427,562	427,562
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	△61,200	△61,200	—	△61,200	△61,200
当期純利益	—	—	—	226,082	226,082	—	226,082	226,082
当期変動額合計	—	—	—	164,882	164,882	—	164,882	164,882
当期末残高	30,000	7,500	70,000	524,467	601,967	△39,522	592,444	592,444

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	77,384	341,743
減価償却費	13,891	14,430
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6	15
受取利息及び受取配当金	△39	△790
支払利息	599	65
有形固定資産除却損	—	0
売上債権の増減額 (△は増加)	△35,357	△9,701
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△157,071	94,969
前渡金の増減額 (△は増加)	—	△44,316
前払費用の増減額 (△は増加)	△3,584	△4,562
仕入債務の増減額 (△は減少)	120,382	4,354
契約負債の増減額 (△は減少)	153,182	212,386
未払金の増減額 (△は減少)	△33,171	1,153
未払費用の増減額 (△は減少)	18,311	2,179
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,953	56,198
その他	△4,917	138
小計	147,663	668,263
利息の受取額	39	790
利息の支払額	△599	△65
法人税等の支払額	△206	△311
営業活動によるキャッシュ・フロー	146,897	668,676
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,473	△8,307
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,473	△8,307
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△72,215	△33,350
配当金の支払額	△61,200	△61,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△133,415	△94,550
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,009	565,818
現金及び現金同等物の期首残高	534,757	542,766
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 542,766	※ 1 1,108,585

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	296,086
減価償却費	7,914
受取利息及び受取配当金	△1,072
売上債権の増減額 (△は増加)	△43,438
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△202,452
前渡金の増減額 (△は増加)	24,574
前払費用の増減額 (△は増加)	△16,108
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,887
契約負債の増減額 (△は減少)	78,696
未払金の増減額 (△は減少)	△13,586
未払費用の増減額 (△は減少)	△19,584
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△69,359
その他	2,067
小計	33,849
利息の受取額	1,072
法人税等の支払額	△14,932
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,989
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,587
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△61,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△61,200
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△42,797
現金及び現金同等物の期首残高	1,108,585
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,065,787

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	5 年～15年
工具、器具及び備品	2 年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 5 年に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 蔵衛門Pad・蔵衛門御用達

蔵衛門Pad・蔵衛門御用達を引き渡す履行義務を負っており、蔵衛門Pad・蔵衛門御用達の引渡時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得し履行義務が充足されるため、引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、蔵衛門Pad・蔵衛門御用達の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) 蔵衛門プレミアム

施工写真管理を目的としたクラウドプラットフォームのアクセス権を、契約期間にわたり顧客に提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間を通じて一定のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

(3) みんなの写真屋さん(プラットフォーム型)

当社が販売主体となるプラットフォーム型サービスを提供しており、顧客に対して写真等の提供を行う履行義務を負っております。

顧客への販売時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得し履行義務が充足されるため、販売時点で収益を認識しております。

(4) みんなの写真屋さん(ASP型)

写真店を販売主体とするASP型サービスを提供しており、写真店に対してシステムを利用させる役務を提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、当該サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	5年～15年
工具、器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間5年に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 蔵衛門Pad・蔵衛門御用達

蔵衛門Pad・蔵衛門御用達を引き渡す履行義務を負っており、蔵衛門Pad・蔵衛門御用達の引渡時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得し履行義務が充足されるため、引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、蔵衛門Pad・蔵衛門御用達の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) 蔵衛門プレミアム

施工写真管理を目的としたクラウドプラットフォームのアクセス権を、契約期間にわたり顧客に提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間を通じて一定のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

(3) みんなの写真屋さん(プラットフォーム型)

当社が販売主体となるプラットフォーム型サービスを提供しており、顧客に対して写真等の提供を行う履行義務を負っております。

顧客への販売時点において、顧客が当該商品等に対する支配を獲得し履行義務が充足されるため、販売時点で収益を認識しております。

(4) みんなの写真屋さん(ASP型)

写真店を販売主体とするASP型サービスを提供しており、写真店に対してシステムを利用させる役務を提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、当該サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載の金額と同一であります。

2. 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号「リース」の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号「リース」のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号「リース」の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されたものであります。

(2) 適用予定日

2027年10月1日以降開始する事業年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものです。

(2) 適用予定日

2027年10月1日以降開始する事業年度の期首から適用予定であります。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給料手当	269,364千円	299,012千円
賞与引当金繰入額	45,603	45,592
販売促進費	129,893	119,179
地代家賃	76,028	74,238
外注費	54,277	56,412
支払手数料	31,586	54,356
減価償却費	13,891	14,430
研究開発費	89,744	122,185
おおよその割合		
販売費	21.2%	18.5%
一般管理費	78.8%	81.5%

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
一般管理費	89,744千円	122,185千円
当期製造費用	—	—
計	89,744千円	122,185千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	9,500	—	—	9,500
合計	9,500	—	—	9,500
自己株式				
普通株式(株)	1,850	—	—	1,850
合計	1,850	—	—	1,850

(注) 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての 第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上記の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月26日 定時株主総会	普通株式	61,200	8,000	2023年9月30日	2023年12月27日

(注) 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の「1株当たり配当額」は当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	61,200	8,000	2024年9月30日	2024年12月30日

(注) 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の「1株当たり配当額」は当該株式分割前の金額を記載しております。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	9,500	—	—	9,500
合計	9,500	—	—	9,500
自己株式				
普通株式(株)	1,850	—	—	1,850
合計	1,850	—	—	1,850

(注) 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上記の新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月27日 定時株主総会	普通株式	61,200	8,000	2024年9月30日	2024年12月30日

(注) 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の「1株当たり配当額」は当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	61,200	8,000	2025年9月30日	2025年12月29日

(注) 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記の「1株当たり配当額」は当該株式分割前の金額を記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	542,766千円	1,108,585千円
現金及び現金同等物	542,766千円	1,108,585千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に普通預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィスの賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。買掛金、未払金、未払費用は、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金については、定期的に金利の動向を把握し、短期・長期、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの軽減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	72,175	67,771	△4,404
資産計	72,175	67,771	△4,404
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	33,350	33,195	△155
負債計	33,350	33,195	△155

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	542,766	—	—	—
売掛金	173,137	—	—	—
合計	715,903	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額に含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	33,350	—	—	—	—	—
合計	33,350	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	67,771	—	67,771
資産計	—	67,771	—	67,771
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	33,195	—	33,195
負債計	—	33,195	—	33,195

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に普通預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィスの賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。買掛金、未払金、未払費用は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では、新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度(2025年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	69,537	62,444	△7,093
資産計	69,537	62,444	△7,093

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,108,585	—	—	—
電子記録債権	2,200	—	—	—
売掛金	180,638	—	—	—
合計	1,291,423	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額に含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2025年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2025年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	62,444	—	62,444
資産計	—	62,444	—	62,444

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

敷金及び保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役1名 当社取締役1名	当社取締役1名 当社従業員38名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 550,000株	普通株式 362,000株
付与日	2021年2月23日	2022年11月2日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載のとおりである。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載のとおりである。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年2月23日 至 2031年2月22日	自 2024年11月2日 至 2032年11月1日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名	当社代表取締役1名 当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員39名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 10,000株	普通株式 473,000株
付与日	2022年11月2日	2023年12月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載のとおりである。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載のとおりである。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年11月2日 至 2032年11月1日	自 2025年12月27日 至 2033年12月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、株式数及び権利行使価格は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	400,000	199,000
付与	—	—
失効	—	199,000
権利確定	—	—
未確定残	400,000	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	10,000	—
付与	—	473,000
失効	10,000	9,000
権利確定	—	—
未確定残	—	464,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	89	144
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	144	89
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の算定基礎となる見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法によっており、当社株式の評価額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を総合的に勘案して決定した金額を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 —
- ② 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 —

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. Stock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役1名 当社取締役1名	当社代表取締役1名 当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員39名
株式の種類別のStock・オプションの数	普通株式 550,000株	普通株式 473,000株
付与日	2021年2月23日	2023年12月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① Stockオプション制度の内容」に記載のとおりである。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① Stockオプション制度の内容」に記載のとおりである。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年2月23日 至 2031年2月22日	自 2025年12月27日 至 2033年12月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) Stock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年9月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、株式数及び権利行使価格は、当該株式分割による調整後の数値を記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	400,000	464,000
付与	—	—
失効	—	31,000
権利確定	—	—
未確定残	400,000	433,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	89	89
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であることから、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、Stock・オプションの単位当たりの本源的価値の算定基礎となる見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法によっており、当社株式の評価額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を総合的に勘案して決定した金額を用いております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 —
- ② 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 —

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	12,259千円
賞与引当金に係る社会保険料	1,856
地代家賃	1,466
繰越欠損金 (注) 1	101,846
未払事業税等	—
繰延税金資産合計	117,428

繰延税金負債

繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	117,428

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	101,846	101,846千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	101,846	101,846千円

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金101,846千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産101,846千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	12,086千円
賞与引当金に係る社会保険料	1,662
地代家賃	—
繰越欠損金	—
未払事業税等	1,850
繰延税金資産合計	15,599

繰延税金負債

繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	15,599

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この税率変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、不動産賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、不動産賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、売上高をサービス別に記載しております。

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 千円)

	金額
一時点で移転される財又はサービス	1,610,076
施工記録領域	
(フロー売上)	1,106,301
(ストック売上)	—
成長記録領域	486,282
その他の領域	17,492
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	614,111
施工記録領域	
(フロー売上)	—
(ストック売上)	550,034
成長記録領域	64,077
その他の領域	—
顧客との契約から生じる収益	2,224,188
施工記録領域	1,656,335
成長記録領域	550,359
その他の領域	17,492
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,224,188

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等

	前事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	137,780千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	173,137千円
契約負債(期首残高)	292,594千円
契約負債(期末残高)	445,777千円

契約負債は、前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	金額
一時点で移転される財又はサービス	1,984,825
施工記録領域	
(フロー売上)	1,109,076
(ストック売上)	—
成長記録領域	870,508
その他の領域	5,239
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	935,287
施工記録領域	
(フロー売上)	—
(ストック売上)	902,036
成長記録領域	33,251
その他の領域	—
顧客との契約から生じる収益	2,920,113
施工記録領域	2,011,113
成長記録領域	903,760
その他の領域	5,239
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,920,113

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	173,137千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	182,838千円
契約負債(期首残高)	445,777千円
契約負債(期末残高)	658,164千円

契約負債は、前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当事業年度において、前期末より、契約負債が212,386千円増加した理由は、前受金の増加によるものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

当社の事業セグメントは、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社の事業セグメントは、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	施工記録領域	成長記録領域	その他	合計
外部顧客への売上高(千円)	1,656,335	550,359	17,492	2,224,188

(注) 各領域に含まれる主要な製品・サービスごとの売上高は、以下のとおりです。

	製品・サービス	金額
施工記録領域	蔵衛門Pad	839,884
	蔵衛門プレミアム	444,680
	蔵衛門御用達	228,312
	その他	143,458
合計		1,656,335
成長記録領域	みんなの写真屋さん(プラットフォーム型)	473,477
	みんなの写真屋さん(ASP型)	64,077
	その他	12,805
合計		550,359

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	施工記録領域	成長記録領域	その他	合計
外部顧客への売上高(千円)	2,011,113	903,760	5,239	2,920,113

(注) 各領域に含まれる主要な製品・サービスごとの売上高は、以下のとおりです。

	製品・サービス	金額
施工記録領域	蔵衛門Pad	813,234
	蔵衛門プレミアム	764,819
	蔵衛門御用達	221,542
	その他	211,517
合計		2,011,113
成長記録領域	みんなの写真屋さん(プラットフォーム型)	858,700
	みんなの写真屋さん(ASP型)	33,251
	その他	11,808
合計		903,760

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	55.89円	77.44円
1株当たり当期純利益	6.47円	29.55円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
当期純利益(千円)	49,498	226,082
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	49,498	226,082
普通株式の期中平均株式数(株)	7,650,000	7,650,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 新株予約権の数 400個 (普通株式 400,000株) 第4回新株予約権 新株予約権の数 464個 (普通株式 464,000株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	第1回新株予約権 新株予約権の数 400個 (普通株式 400,000株) 第4回新株予約権 新株予約権の数 433個 (普通株式 433,000株) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	427,562	592,444
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
(うち新株予約権(千円))	(—)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	427,562	592,444
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	7,650,000	7,650,000

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日を効力発生日とする株式分割を決議しております。また、2026年6月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を決議しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2026年7月1日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	:	9,500株
② 今回の分割により増加した株式数	:	9,490,500株
③ 株式分割後の発行済株式総数	:	9,500,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	:	20,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2026年7月1日

(4) 1株当たり情報

1株当たり及び影響については、当該箇所に記載しております。

3. 発行可能株式総数の変更

発行可能株式総数を、上限である発行済株式数の4倍以内の20,000,000株と変更いたしました。

4. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	143,829千円
賞与引当金繰入額	14,045千円
販売促進費	96,210千円
地代家賃	38,305千円
外注費	20,052千円
支払手数料	32,260千円
減価償却費	7,914千円
研究開発費	50,984千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	1,065,787千円
現金及び現金同等物	1,065,787千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年12月26日 定時株主総会	普通株式	61,200	8,000	2025年9月30日	2025年12月29日

(注) 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「1株当たり配当額」は当該株式分割前の「1株当たり配当額」を記載しております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当社の事業セグメントは、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)

	金額
一時点で移転される財又はサービス	1, 010, 740
施工記録領域	
(フロー売上)	518, 174
(ストック売上)	—
成長記録領域	485, 556
その他の領域	7, 009
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	607, 998
施工記録領域	
(フロー売上)	—
(ストック売上)	592, 203
成長記録領域	15, 795
その他の領域	—
顧客との契約から生じる収益	1, 618, 739
施工記録領域	1, 110, 378
成長記録領域	501, 352
その他の領域	7, 009
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1, 618, 739

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	23.83円
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	182,363
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	182,363
普通株式の期中平均株式数(株)	7,650,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり中間純利益」及び「普通株式の期中平均株式数(株)」を記載しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日を効力発生日とする株式分割を決議しております。また、2026年6月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を決議しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2026年7月1日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

- | | | |
|-------------------|---|-------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | : | 9,500株 |
| ② 今回の分割により増加した株式数 | : | 9,490,500株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : | 9,500,000株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : | 20,000,000株 |

(3) 株式分割の効力発生日

2026年7月1日

(4) 1株当たり情報

1株当たりに及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

3. 発行可能株式総数の変更

発行可能株式総数を、上限である発行済株式数の4倍以内の20,000,000株と変更いたしました。

4. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【附属明細表】（2025年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	60,431	—	—	60,431	34,557	3,889	25,873
工具、器具及び備品	42,375	8,307	25,415	25,267	15,245	4,614	10,022
有形固定資産計	102,806	8,307	25,415	85,698	49,802	8,503	35,895
無形固定資産							
ソフトウェア	16,319	—	—	16,319	11,210	3,288	5,109
無形固定資産計	16,319	—	—	16,319	11,210	3,288	5,109

(注) 1. 工具、器具及び備品の当期減少額のうち主なものは、モデルチェンジに伴う生産終了による金型の除却によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期 借入金	33,350	—	—	2025年3月31日
合計	33,350	—	—	—

(注) 1. 当期末残高が「—」となっているのは、当期中に全額返済が完了し、期末において残高が存在しないためです。

2. 平均利率については、期末借入残高がないため記載しておりません。

【引当金明細表】

引当金の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	50	65	50	—	65
合計	50	65	50	—	65

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が、財務諸表等規則第8条の28第1項に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年9月30日現在)

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	64
預金	
普通預金	1,108,520
合計	1,108,585

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ROBOT PAYMENT	65,062
GMOイブシロン株式会社	31,848
ダイワボウ情報システム株式会社	11,922
株式会社電算システム	11,696
SBC&S株式会社	7,951
その他	52,159
合計	180,638

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
173,137	2,065,263	2,057,762	180,638	91.9	31.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 製品

区分	金額(千円)
蔵衛門Pad関連在庫	110,718
合計	110,718

ニ. 商品

区分	金額(千円)
アクセサリー関連在庫	19,486
合計	19,486

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
Welinkジャパン株式会社	26,323
株式会社DIVERT	24,618
ダイワボウ情報システム株式会社	15,148
日本ノヴァシステム株式会社	10,786
その他	84,661
合計	161,536

ロ. 契約負債

相手先	金額(千円)
ダイワボウ情報システム株式会社	32,730
SBC&S株式会社	15,252
株式会社関電工	12,320
大成建設株式会社	8,878
前田建設工業株式会社	6,543
その他	582,441
合計	658,164

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

1. 2026年8月12日開催の取締役会において承認された第32期第3四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第32期第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2026年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,539,695
電子記録債権	—
売掛金	229,793
製品	222,323
商品	18,195
前渡金	33,657
前払費用	10,712
貸倒引当金	△65
その他	282
流動資産合計	2,054,595
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	60,431
減価償却累計額	△37,474
建物附属設備（純額）	22,956
工具、器具及び備品	27,480
減価償却累計額	△20,103
工具、器具及び備品（純額）	7,377
有形固定資産合計	30,333
無形固定資産	
ソフトウェア	2,689
無形固定資産合計	2,689
投資その他の資産	
敷金及び保証金	67,558
長期前払費用	13,459
繰延税金資産	2,609
投資その他の資産合計	83,628
固定資産合計	116,650
資産合計	2,171,246

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2026年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	137,429
未払金	27,269
未払費用	36,874
未払法人税等	175,166
未払消費税等	25,061
契約負債	905,314
預り金	6,754
その他	9,872
流動負債合計	1,323,743
負債合計	1,323,743
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
利益剰余金	
利益準備金	7,500
その他利益剰余金	
別途積立金	70,000
繰越利益剰余金	779,525
利益剰余金合計	857,025
自己株式	△39,522
株主資本合計	847,503
純資産合計	847,503
負債純資産合計	2,171,246

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
売上高	2,473,261
売上原価	1,192,942
売上総利益	1,280,319
販売費及び一般管理費	784,835
営業利益	495,483
営業外収益	
受取利息	1,116
キャッシュバック収入	15,120
その他	43
営業外収益合計	16,280
営業外費用	
為替差損	318
営業外費用合計	318
経常利益	511,444
税引前四半期純利益	511,444
法人税、住民税及び事業税	182,196
法人税等調整額	12,989
法人税等合計	195,186
四半期純利益	316,258

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報等の注記)

当事業は、記録DXプラットフォーム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
減価償却費	11,996千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）

	金額
一時点で移転される財又はサービス	1,510,220
施工記録領域	
（フロー売上）	808,696
（ストック売上）	—
成長記録領域	692,957
その他の領域	8,566
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	963,041
施工記録領域	
（フロー売上）	—
（ストック売上）	945,843
成長記録領域	17,197
その他の領域	—
顧客との契約から生じる収益	2,473,261
施工記録領域	1,754,539
成長記録領域	710,155
その他の領域	8,566
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,473,261

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり四半期純利益	41.34円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	316,258
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	316,258
普通株式の期中平均株式数(株)	7,650,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日を効力発生日とする株式分割を決議しております。また、2026年6月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を決議しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2026年7月1日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

- | | | |
|-------------------|---|-------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | : | 9,500株 |
| ② 今回の分割により増加した株式数 | : | 9,490,500株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : | 9,500,000株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : | 20,000,000株 |

(3) 株式分割の効力発生日

2026年7月1日

(4) 1株当たり情報

1株当たり及び影響については、当該箇所に記載しております。

3. 発行可能株式総数の変更

発行可能株式総数を、上限である発行済株式数の4倍以内の20,000,000株と変更いたしました。

4. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://lecre.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2023年 11月14日	高野久	東京都 立川市	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の取締役)	有馬弘進	東京都 渋谷区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の代表取締 役)	100,000	4,000,000 (40)	所有者間の 事情による
2023年 11月14日	高野久	東京都 立川市	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の取締役)	渋谷充宏	東京都 大田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の従業員	50,000	2,000,000 (40)	所有者間の 事情による
2024年 5月15日	金丸敦	神奈川県 横浜市南 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の監査役)	金井渚 (注) 4	神奈川県 川崎市 中 原区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2024年 5月15日	金丸敦	神奈川県 横浜市南 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の監査役)	芦立麻衣子 (注) 4	東京都 小平市	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2024年 5月31日	金丸敦	神奈川県 横浜市南 区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名、当 社の監査役)	金子博幸 (注) 4	神奈川県 横浜市 鶴 見区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2024年 12月31日	金子博幸	神奈川県 横浜市 鶴 見区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元従業 員	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	野村絵里奈	東京都 港区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社従業員	20,000	800,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	寫崎香織 (注) 4	東京都 稲城市	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の従業員	20,000	800,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	—	—	当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	—	—	当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	—	—	当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	—	—	当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	—	—	当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による
2025年 4月24日	池田武史	東京都 千代田区	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)、 当社の元代表 取締役	—	—	当社の従業員	10,000	400,000 (40)	所有者間の 事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年4月24日	池田武史	東京都千代田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元代表取締役	—	—	当社の従業員	10,000	400,000(40)	所有者間の事情による
2025年4月24日	東哲	東京都町田市	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	池田武史	東京都千代田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の元代表取締役	50,000	2,000,000(40)	所有者間の事情による
2025年12月11日	—	—	当社の従業員	芦立麻衣子	東京都杉並区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	10,000	400,000(40)	所有者間の事情による
2026年6月22日	芦立麻衣子	東京都杉並区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	野村絵里奈	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の従業員	20,000	800,000(40)	所有者間の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2023年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
5. 移動価格は、当社の財政状態、経営成績及び過去の取引実例等を総合的に勘案し、当事者間での協議の上、決定しております。
6. 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2023年12月27日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式473,000株 (注)4
発行価格	89円 (注)2、4
資本組入額	44,50円 (注)4
発行価額の総額	42,097,000円
資本組入額の総額	21,048,500円
発行方法	2023年12月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年9月30日であります。
2. 発行価格はDCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)及び類似会社比準方式によって算出した結果を参考に決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき89円 (注)4
行使期間	2025年12月27日から 2033年12月26日まで
行使の条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

4. 2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。2023年12月26日に行われた新株予約権発行の「発行数」「発行価格」「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の数字に換算して記載しております。
5. 新株予約権については、退職等により従業員11名68株分(株式分割前)の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
有馬 弘進	東京都渋谷区	会社役員	100,000	8,900,000 (89)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社代表取締役)
渋谷 充宏	東京都大田区	会社役員	100,000	8,900,000 (89)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社取締役)
野村 絵里奈	東京都港区	会社員	24,000	2,136,000 (89)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社執行役 員
東 哲	東京都町田市	会社員	24,000	2,136,000 (89)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員
阿部 雅美	東京都中野区	会社員	12,000	1,068,000 (89)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社執行役 員
石倉 麻里奈	神奈川県横浜市 港北区	会社員	12,000	1,068,000 (89)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員
鳶崎 香織	東京都稲城市	会社員	12,000	1,068,000 (89)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員
横田 弘通	—	会社役員	10,000	890,000 (89)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 当社は、2026年6月12日開催の取締役会決議により2026年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 上記のほか、当社の従業員23名が新株予約権の取得者であり、総数111,000株が割り当てられております(退職等の理由により権利を喪失した者を除く)。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
TAK株式会社 (注) 1	東京都千代田区外神田 4 丁目14番 2-3601号	3,800,000	44.94
池田 武史 (注) 1、5	東京都千代田区	2,840,000	33.58
有馬 弘進 (注) 1、2	東京都渋谷区	1,000,000 (500,000)	11.82 (5.91)
渋谷 充宏 (注) 1、3	東京都大田区	200,000 (100,000)	2.36 (1.18)
池田 恭子 (注) 1、6	東京都千代田区	150,000	1.77
野村 絵里奈 (注) 1、7	東京都港区	114,000 (24,000)	1.34 (0.28)
東 哲 (注) 1、7	東京都町田市	64,000 (24,000)	0.75 (0.28)
阿部 雅美 (注) 1、7	東京都中野区	32,000 (12,000)	0.37 (0.14)
畠崎 香織 (注) 1、7	東京都稲城市	32,000 (12,000)	0.37 (0.14)
石倉 麻里奈 (注) 1、7	神奈川県横浜市港北区	32,000 (12,000)	0.37 (0.14)
— (注) 7	—	22,000 (12,000)	0.26 (0.14)
— (注) 7	—	22,000 (12,000)	0.26 (0.14)
— (注) 7	—	22,000 (12,000)	0.26 (0.14)
— (注) 7	—	22,000 (12,000)	0.26 (0.14)
— (注) 7	—	16,000 (6,000)	0.18 (0.07)
— (注) 7	—	14,000 (4,000)	0.16 (0.04)
— (注) 7	—	14,000 (4,000)	0.16 (0.04)
横田 弘通 (注) 4	—	10,000 (10,000)	0.11 (0.11)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
— (注) 7	—	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
— (注) 7	—	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
計	—	8,455,000 (805,000)	100.00 (9.52)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)
4. 特別利害関係者等(当社の監査役)
5. 当社の元代表取締役
6. 当社の元取締役
7. 当社従業員
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てしております。

独立監査人の監査報告書

2026年9月2日

株式会社ルクレ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 形 隆 紀

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルクレの2023年10月1日から2024年9月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルクレの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2026年9月2日

株式会社ルクレ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 形 隆 紀

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルクレの2024年10月1日から2025年9月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルクレの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部） 第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月2日

株式会社ルクレ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 形 隆 紀

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルクレの2025年10月1日から2026年9月30日までの第32期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルクレの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月2日

株式会社ルクレ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾 形 隆 紀

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社ルクレの2025年10月1日から2026年9月30日までの第32期事業年度の第3四半期会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、株式会社ルクレの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社が別途保管しております。